

平成 20 年度

自己点検
評価報告書

文化教育学部・教育学研究科

平成 21 年 12 月

目 次

1	文化教育学部・教育学研究科の目的・目標	-----	3
2	文化教育学部・教育学研究科の概要	-----	3
3	領域別の自己点検評価	-----	5
(1)	基準1－教育の領域－	-----	5
	①教育目標・成果に関する事項（基準1-1）		
	②教育内容・活動に関する事項（基準1-2～基準1-8）		
	③入学、卒業等に関する事項（基準1-9～基準1-15）		
	④学生支援に関する事項（基準1-16～基準1-18）		
	⑤教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する事項（基準1-19～基準1-20）		
	*優れた点及び改善を要する点		
	*教育領域の自己点検の概要		
(2)	基準2－学術・研究の領域－	-----	42
	①研究環境に関する事項（基準2-1）		
	②学術・研究活動に関する事項（基準2-2）		
	*優れた点及び改善を要する点		
	*研究領域の自己点検の概要		
(3)	基準3－国際交流・社会貢献の領域－	-----	48
	①国際交流・社会貢献の環境に関する事項（基準3-1）		
	②国際交流に関する事項（基準3-2）		
	③社会連携・貢献に関する事項（基準3-3）		
	④大学開放に関する事項（基準3-4）		
	*優れた点及び改善を要する点		
	*国際交流・社会貢献領域の自己点検の概要		
(4)	基準4－組織運営の領域－	-----	56
	①教育研究組織の編成・管理運営に関する事項（基準4-1～基準4-2）		
	②財務に関する事項（基準4-3）		
	*優れた点及び改善を要する点		
	*組織運営領域の自己点検の概要		
(5)	基準5－施設の領域（教育環境等を含む）－	-----	61
	①施設、設備等の整備状況に関する事項（基準5-1）		
	②施設、設備等の利用状況に関する事項（基準5-2）		
	③附属学校園等における施設、設備等の整備・利用状況に関する事項（基準5-3）		
	*優れた点及び改善を要する点		
	*施設領域の自己点検の概要		
	自己点検評価報告書作成WGメンバー	-----	67

1 文化教育学部・教育学研究科の目的・目標

I 目的

〔文化教育学部〕

佐賀大学文化教育学部は、平成8年10月の創設に際し、国際化・情報化・高齢化の進む今日の社会状況の中で、新しい社会と文化の創造という課題と、それを担う人材の育成、教育という問題を総合的に取り上げ、現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく「総合知」を目指すことを理念に掲げた。本学部では、このような理念を実現するために、次の三つの教育・研究目的を設定している。第1に、本学部は、教育、国際文化、人間環境、美術・工芸の各課程から構成されている。こうした総合的な学部の特色を生かし、4領域が相互に触発し合いながら、「文化と教育の融合」に向けて教育・研究を推進する。第2に、国際交流を積極的に進め、国際的視野に立って教育・研究を展開する。第3に、地域の教育課題や文化的ニーズに応え、地域の特性を生かした教育・研究を推進し、地域社会の生活・文化の向上に寄与する。

〔大学院教育学研究科〕

佐賀大学大学院教育学研究科は、国際化・情報化・高齢化が著しい現代社会において、多くの困難な教育問題に対応できる高度専門職業人を養成することによって、県内外の教育現場と共に、地域社会や国際社会にも貢献することを理念としている。本研究科が総合的な分野を有する文化教育学部を基礎に構成されているという特色をふまえ、教職を目指さない院生にも広く学習と研究の場を設けることを目指す。本研究科の目的は、次のとおりである。第1に、教育学、児童生徒の心身の発達、障害児教育に関する専門的知識の学習と研究能力を形成する。第2に、各教科教育の内容に関する専門的知識、教科に関連する学問分野についての高度の知識の学習と研究能力を形成する。

II 目標

〔文化教育学部〕

広い視野と豊かな情操を持ち、学校現場や社会の諸場面における様々な問題に的確に対応できるような質の高い教師、国際社会で活躍できる人材、地域社会の中核として活躍できる人材、あるいは、芸術の担い手となる人材の育成を目指し、そのために必要な研究体制と教育システムを整備する。

〔大学院教育学研究科〕

各専門分野で優れた研究成果をあげるとともに、その成果を国内外に発信し、地域及び国際社会や教育現場へ還元することに努める。教育においては、強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を有する大学卒業者、現職教員、社会人、留学生を積極的に受け入れ、現代社会の要請に対応できる実践的な探求能力を養い、様々な分野において専門的な知識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える国内外の人材を育成する。

2 文化教育学部・教育学研究科の概要

I 現況

(1) 学部・研究科名：文化教育学部・大学院教育学研究科

(2) 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地

(3) 学部・研究科構成

文化教育学部：学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程

教育学研究科：学校教育専攻、教科教育専攻

(4) 学生数及び教員数

学生数（平成20年5月1日現在）

学部学生数：1,135名

大学院学生数（修士課程）：118名

表1 文化教育学部 教員数（現員、平成20年5月1日現在）

講座	教授	准教授	講師	合計
教育学・教育心理学	6	2	2	10
教科教育	11	6	1	18
理数教育	5	4	1	10
音楽教育	3	1	1	5
日本・アジア文化	7	6	2	15
欧米文化	11	8	2	21
地域・生活文化	5	2	2	9
環境基礎	4	3	1	8
健康スポーツ科学	6	3	1	10
美術・工芸	3	3	2	8
附属教育実践総合センター	2	1	1	4
合計	63	39	16	118

表2 教育学研究科 教員数（現員、平成20年5月1日現在；学部と併任）

専攻	専修・コース	大学院設置基準による必要教員数			教員配置状況		
		研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
学校教育	教育学	5 + 1 (含障害児)	4	10	4	2	13
	教育心理学				2	2	
	障害児教育				1	2	
教科教育	国語教育	4	3	7	6 (1)	3 (1)	9
	社会科教育	6	6	12	11 (2)	6	17
	数学教育	4	3	7	5 (1)	2 (1)	7
	理科教育	6	6	12	7 (1)	5 (1)	12
	音楽教育	4	3	7	4 (1)	3 (1)	7
	美術教育	4	3	7	4 (1)	6 (1)	10
	保健体育	4	3	7	8 (2)	1	9
	技術教育	3	2	5	2 (1)	3 (1)	5
	家政教育	4	3	7	6 (1)	1 (1)	7
	英語教育	3	2	5	5 (2)	0	5
合計		48	38	86	65	36	101

()：教科教育

Ⅱ 特徴

文化教育学部は、学校教育課程（学生入学定員 90）、国際文化課程（同 60）、人間環境課程（同 60）、美術・工芸課程（同 30）の 4 課程からなり、学生の入学定員は 240 人である。また 3 年次編入学定員 20 人を別に設けている。このように教育組織としては課程制をとり教員組織としては大講座制をとることにより、学生が全学部の教員から教育・研究指導を受け、総合的に履修できるようにしている。

一方、教育学研究科は、学校教育専攻（学生入学定員 6 人）、教科教育専攻（同 33 人）からなり、入学定員は計 39 人である。研究科では各専修・コース毎に適正な教員配置がなされており、それぞれの専門性を重視した教育・研究指導を行っている。

附属研究教育施設として、附属教育実践総合センター（平成 14 年旧教育実践研究指導センターを改組）があり、また附属学校園として、附属幼稚園（昭和 45 年設置）、附属小学校（昭 24 年設置）、附属中学校（昭和 24 年設置）、附属特別支援学校（昭和 53 年設置、平成 19 年度に附属養護学校から名称変更）がある。

3 領域別の自己点検評価

(1) 基準1 –教育の領域–

(1) 観点ごとの分析

〔教育目標・成果に関する事項〕

基準1-1 教育の目的・目標で意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

観点1-1-1 教育の目的・目標の周知及び公表に関する適切な取組が行われているか。学生、教職員に対する周知の方法は適切か。学外者に対する公表の方法は適切か。

(観点到に係る状況)

本学部の教育目的及び教育目標は、『学生便覧』、『文化教育学部案内』、『履修の手引』に示されており、佐賀大学ホームページからも閲覧できる。

高校とのジョイントセミナーを実施し、それぞれの高校に各課程・各選修から、担当の教員が出向いて説明・授業を行っている。平成20年度は、6県の38校で本学部教員47名が実施している。

また、年1回大学説明会を開催し、学部の教育目的・目標についての説明を行うとともに、各選修の教員が各説明会場を設けて教育目的・目標、授業内容を説明している。

(分析結果とその根拠理由)

平成20年度に実施した『学生対象アンケート』によれば、本学の教育目的を理解している学生は9%であり、平成18年度及び19年度の5%前後から上昇している。しかし、平均値については、平成20年度は2.09であり平成19年度の2.22から若干下降している。学部の教育目標に関しても平成19年度から20年度にかけて、平均値が2.69から2.63へと若干下降している。一方、平成18年度の『教員対象アンケート』によれば、文化教育学部の30%程度の教員は本学の教育目標に関して理解していると回答している。

(根拠資料)

- 『学生便覧』、『文化教育学部案内』、『履修の手引』、
- 『佐賀大学ホームページ(<http://it3.pd.saga-u.ac.jp/bunkyo/2008/>)』、
- 『平成20年度ジョイントセミナー実施高校・出席者一覧（入試課資料）』
- 『平成20年度学生対象アンケート』
- 『平成18年度教員対象アンケート』

観点1-1-2:教育の目的・目標に沿った形で、専門教育等において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

(観点到に係る状況)

2004年4月1日に制定された佐賀大学学則の第2条及び国立大学法人佐賀大学規則の第13条の中に、それぞれ「本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり、国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに…」と定めている。さらに、学部ホームページに掲げた「学部の理念」には人間、社会、自然の全体的理解に基づく「総合知」による新しい文化価値理念の樹立と創造的人材の育成、「学部の特徴」には新しい時代の求める教育者や、行政、民間企業等において創造的能力を発揮し、建設的な活躍のできる有為な人材を育成すると明記している。各課程においても学部の教育目的・目標に沿った形で学生が身につける学力、資質、能力や養成しようとする人材像の方針を明確に打ち出している。

これらの達成状況については、学生の単位修得状況、卒業の状況、資格取得状況及び卒業後の進路等を十分把握し、検証・評価に努めている。

(分析結果とその根拠理由)

上述の通り、大学の理念と人材像の方針が明らかにされている。その達成状況については、学部全体で把握し、検証・評価に努めている。

（根拠資料）

『佐賀大学学則』、『国立大学法人佐賀大学規則』、『文化教育学部履修細則』、
『2010 学部案内 佐賀大学文化教育学部』

＜学士課程＞

観点1-1-3:学部卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到に係る状況）

卒業に必要な教養教育科目の単位（平成20年度入学生）は、主題科目及び大学入門科目が22単位、同共通基礎教育科目が11単位である。専門教育科目については、学校教育課程が95単位、その他の課程が91単位となっている。合計では学校教育課程が128単位、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程がそれぞれ124単位を卒業必要単位数としている。各課程の4年次の学生在籍者数と卒業率を表3で見ると、概ね9割弱である（3月末日卒業を除いている）。

表3 文化教育学部の4年次在籍数と卒業率

	平成20年度	
	4年次在籍数	卒業率
学校教育課程	103人	86.4%
国際文化課程	66	83.3
人間環境課程	73	84.9
美術・工芸課程	31	83.9
学部（計）	273	85.0

また、平成20年度卒業者の単位修得状況をみると（表3）、学校教育課程では総修得単位数が180単位を超えた学生が30%、同様に、150単位を超えて修得した学生は、国際文化課程では27%、人間環境課程では22%、美術・工芸課程では59%であった。学校教育課程だけでなく4課程とも総修得単位数が多いのは、教員免許の他に、各種資格取得に熱心なためである。

平成20年度卒業生の教員免許取得状況は、学校教育課程の学生の場合、小学校教諭免許取得が卒業要件であるため、同課程99名の卒業生全員が同免許を取得した。同課程の学生の内、中学校教諭免許を取得した者は、各教科合計で44名である。また、高等学校教諭免許は42名、特別支援学校教諭免許は2種免許取得を合わせると25名、幼稚園教諭免許は2種免許取得をあわせると29名が取得した。国際文化課程では、中学校教諭免許取得が13名、高等学校教諭免許取得が12名である。人間環境課程では、中学校教諭免許取得が23名、高等学校教諭免許取得が23名である。美術・工芸課程では、中学校教諭免許取得（美術）が17名、高等学校教諭免許取得（美術）が18名、同（工芸）が18名である。

社会福祉士の全国合格率は30%未満と、専門職国家資格では極めて難しい試験である。文化教育学部発足に伴い、この受験資格が得られる科目が体系的に新設された。平成15年度から20年度における本学部の受験者は、19名、17名、7名、17名、13名、7名で、年々減少傾向にある。合格率は82%、76%、57%、29%、31%と低下傾向にあったが、平成20年度は57%と上昇した。

（分析結果とその根拠理由）

教員免許や各種資格の取得のため、学生の履修はかなりの過密状態である。全般的に、教育目標との関係では、相応と判断されるが、大学教育の質の向上のために、授業の予習・復習の時間が十分に取れるよう、履修指導を徹底する必要がある。

（根拠資料）

『文化教育学部履修の手引』、『平成 20 年度卒業認定資料(教務係作成資料)』、
『平成 20 年度教員免許状取得状況調(教務係作成資料)』、
『社会福祉士資格試験合格者(平成 15～20 年度)（健康福祉・スポーツ講座作成）』

<大学院課程>

観点1-1-4:大学院課程修了時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは修士(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到に係る状況）

修士論文は口頭試問によって審査・評価される。口頭試問では、問題意識、課題の設定、先行研究の省察、論証、そして結論など、首尾一貫した展開がなされているかが特に審査の対象となる。修了者数(修士の学位取得者数)は、平成 20 年度は学校教育専攻 7 名、教科教育専攻 45 名、計 52 名で修了率は 91.2%を示す。平成 20 年度の修了者に占める教員免許取得者率は 47.2%と、平成 19 年度に続いて 2 年連続で 50%を割り込んでいる。

（分析結果とその根拠理由）

本研究科では専攻分野における高い研究能力の形成が図られ、ほぼ全員の院生が 2 年間で必要単位を修得し、修士論文を提出して修了している。教員免許の取得は希望しないものの、教育学研究科において学ぶことに意義を見出している学生も多数含まれる。以上のことから、学生が身につけた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況は、教育の成果や効果が上がっていることを裏付けている。

（根拠資料）

『平成 20 年度教員免許状取得状況調・大学院（教務係作成資料）』、
『平成 20 年度修了認定資料・大学院（教務係作成資料）』

観点1-1-5:学生の授業評価結果等から見て、教育課程を通じて、意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

（観点到に係る状況）

「学生による授業評価アンケート」によれば、学生は、教育課程を通じて大学の意図する教育の効果があつたと判断している。大学教育委員会発行の『学生による授業評価の実施に関する報告書』によれば、多くの開設科目で満足度は高まっている。また、『佐賀大学学生対象アンケート報告書』及び『佐賀大学共通アンケート（卒業・終了予定者対象）』においても同様の結果が得られている。

平成 20 年度には教育課程を通じての教育の効果に関して学生から聴取するなどの直接的な取組は行なっていない。しかしながら、平成 18 年度に実施したアンケートによれば、学部が開設した科目の学生満足度の平均(学生数×満足度の総和/学生数の総和)は、全 979 科目の授業の内、満足度が報告されている科目について求めたところ 4.0 近くに達している。また、平成 19 年度には前年度に引き続き「共通アンケート(大学院生対象)」を実施している。これによれば、教育学研究科において、平成 19 年度に開設した全 248 科目の授業の内、満足度が報告されている科目について「この授業科目に満足している」という回答を集計したところ、前学期では肯定的な意見は 93%、後学期では 92%に達し、学生満足度の平均は 4.0 を超えていることがわかる。

（分析結果とその根拠理由）

これら文化教育学部学生対象アンケート・共通アンケートの結果に、学生は身につけた専門知識が社会で通用するか不安に思っており、専門科目の学習への強い希望が学年とともに深まっていることが読み取れる。そして、カリキュラムや履修方法に関して、どのように専門科目を履修すればよいか迷っており、結果として免許・資格への志向を強めていると考えられる。学部・研究科が開設した科目に対しておおむね満足していることが示すように、本学部・研究科では教育の成果や

効果が十分に上がっているものと判断される。

（根拠資料）

『平成 20 年度学生による授業評価の実施に関する報告書』、『佐賀大学ホームページ』

観点 1-1-6：教育の目的・目標で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到に係る状況）

文化教育学部及び教育学研究科の就職状況表（表 4）によると、学校教育課程では学習・支援が最も多く、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程については、その就職先が多様化する傾向にある。各々の課程の学習成果を広い世界で生かしているといえよう。文化教育学部の就職率は、平成 20 年度は 90.9%である。

教育学研究科の修了生の就職については、平成 20 年度は、就職先としては教育・学習支援（学校）11 名、その他企業に 12 名、計 23 名が就職しており、当該就職率は 88.5%である。

表 4 就職状況一覧表

	課 程				研究科	総 計
	学校教育	国際文化	人間環境	美術・工芸		
年 度	20	20	20	20	20	20
建設業	1	0	1	0	0	2
林業	0	0	0	0	0	0
製造業	3	3	6	2	3	17
電気・ガス・熱・水道業	0	1	0	0	0	1
情報通信業	2	2	4	0	1	9
運輸業	2	5	0	0	0	7
卸売・小売業	3	8	5	2	2	20
金融・保険業	3	9	4	0	1	17
飲食店・宿泊業	0	1	1	0	0	2
医療福祉	1	0	5	0	2	8
学習・支援	43	7	9	6	11	76
サービス	2	5	3	3	0	13
公務	5	2	6	0	2	15
上記以外のもの	1	2	1	0	1	5
進学	10	1	11	6	5	33
総 計	76	46	56	19	28	225

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部の卒業生の就職先には各課程の特徴が現れており、それぞれの課程における教育の効果が上がっているものと判断できる。

教育学研究科修了生の就職先としては教育関係が圧倒的に多く、一般企業についても情報通信や製造など専門性の高い企業に就職しており、教育効果が上がっていると判断できる。

（根拠資料）

『平成 20 年度就職統計』

観点 1-1-7：卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成

果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

平成20年度は、卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの直接的な取組は行なっていない。しかしながら、就職先の関係者から卒業生の就業状況に関して、平成18年2月に「企業に対するアンケート」を実施している。アンケートは100企業に送付し、34社から回答があった。対象となった卒業生数は38名である。その結果、佐賀大学生は、行動力・実行力、熱意、意欲、論理的思考力、創造性、専門知識・研究内容、協調性、プレゼンテーション能力については、「ほぼ満足」という評価であった。また、文化教育学部卒業生に対する評価は、基礎知識・能力、実務能力、外国語能力、職場環境への適応、会社への貢献、今後の採用予定についても、「満足」であった。

また、平成19年8月には、文化教育学部就職委員会が「佐賀県内学校対象アンケート調査」を実施した。佐賀県内の公立小中高等学校を対象に、平成19年度までの5年間に採用され、勤務経験を有する本学部及び教育学研究科修了の教員（非常勤を含む）に対する学校の評価を問うた。アンケートは359校に送付し、233校から回答があった（有効数は89校）。評価対象になった教員数は109名（学部卒業生77名、研究科修了者32名）であった。学部卒業生、研究科修了生ともに、基礎的な知識・能力、教科の知識、学級経営能力、生徒指導能力、コミュニケーション能力、学校環境への適応性は「ほぼ満足」の回答であった。その反面、工夫・創造性に欠ける、万事に対する理解力がもう少し欲しいと言ったコメントもあり、必ずしも全ての面で「満足」していない実態が浮かび上がってきた。

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部の卒業生の長所として、職場への適応が高く評価されている。基礎知識・能力や会社への貢献に関しても満足している企業や学校が多く、文化教育学部での教育の成果や効果は十分に上がっていると判断される。学校アンケートで、学部卒業生よりも研究科修了生の評価が高くなっており、研究科の教育成果が確認できる。

（根拠資料）

『企業アンケート(文化教育学部)ー平成18年2月実施ー』、

『佐賀県内学校対象アンケート報告ー平成19年8月実施(佐賀大学文化教育学部就職委員会)』

〔教育内容・活動に関する事項〕

＜学士課程＞ 基準1-2～基準1-3

基準1-2 教育課程が教育の目的・目標に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

観点1-2-1:教育の目的・目標や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)され、教育課程の体系的性が確保されているか。

（観点に係る状況）

本学部の教育課程は、「佐賀大学学則」、「佐賀大学教養教育科目履修規程」及び「佐賀大学文化教育学部規則」に定めるもののほか、「文化教育学部履修細則」に基づき、「教養教育科目」と「専門教育科目」により編成されている。表に示すように「教養教育科目」は33単位、「専門教育科目」は95～91単位を卒業要件として設けている(表5参照)。

専門教育においては、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するために、「専門基礎科目」を開設している。専門教育科目は、「専門基礎科目」と「専門科目」から構成されている。専門基礎科目は、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するための科目であるとともに、専門分野を学習する上で基礎になる科目であり、本学部学生全員にとって必修または選択必修である。

専門科目は、「課程共通科目」、「学校教育科目または教育科目」、「専門外国語科目」、「情報処理科

目」、「選修科目」、「自由選択科目」及び「卒業研究」から構成されている。課程共通科目は、各課程の趣旨・特色を生かすため、所属する課程の学生が専門の素養として共通にもっておくべき学力を育てるための科目である。

選修科目は、各選修の主体をなす科目であり、「必修科目」と「選択科目」からなっている。4年一貫教育体制を原則として、専門的な講義、実験、演習、4年次にはそれらに加えて卒業研究を課し、より専門領域に特化した科目も配置されており、段階的履修が可能となっている。また、卒業論文指導については、4年次の学生に対して1年間を通して指導を行う（選修によっては3年次後期から実施）ものであり、この卒業研究履修条件として、3年次の前学期修了までに74単位を修得していることという条件が課せられている。

学校教育課程においては、小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とし、中学校・高等学校や養護学校、幼稚園の免許状が取得可能なカリキュラム編成を行っており、それぞれの免許状に応じた履修モデルを提示している。国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程の3課程では、カリキュラム改善検討委員会においてカリキュラムの検討を行い、『2008年度 履修モデル』冊子を作成し、20年度入学生に配布している。

表5 文化教育学部カリキュラム概要

区分		学校教育課程	国際文化課程	人間環境課程	芸術・工芸課程				
教養教育科目	大学入門科目		2	小計 2					
	共通基礎教育科目	外国語科目 健康・スポーツ科目 情報処理科目	4 4 3	小計 11					
	主題科目	分野別主題科目 共通主題科目	20	小計 20					
専門教育科目	専門基礎科目	現代教育論 教育心理学 国際文化論 生活文化論 実践英語	2 2 2 2 2	小計 6（5科目の内から3科目選択）					
		科目必修 課程共通	共通科目 学校教育科目 専門外国語科目 卒業研究	6 51 2 4	4 12 6	4 4 2 6	4 4 2 6		
			選修科目	教育学選修 教育心理学選修 障害児教育選修 教科教育選修 数学選修 理科選修 音楽選修	16 20 18 16 22 24 20	38	55	49	
				自由選択科目	教育学選修 教育心理学選修 障害児教育選修 教科教育選修 数学選修 理科選修 音楽選修	10 6 8 10 4 2 6	25	18	20
					小計	95	91	91	91
	合計	128単位			124単位	124単位	124単位		

（分析結果とその根拠理由）

以上述べたように、本学部のカリキュラムでは、授業科目を適切に配置し、体系的な編成が行われ、かつ、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。

（根拠資料）

『平成20年度 学生便覧 履修・学生生活の手引』、

『文化教育学部履修細則(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/risyusaisoku.htm>)』、

『平成 20 年度 文化教育学部履修の手引』、『2008 年度 履修モデル』

観点1-2-2: 授業の内容が、教育の目的・目標に即した教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。また、学部全体の取り組みとなっているか。

(観点に係る状況)

本学部の「専門教育科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」から構成されている。「専門基礎科目」は、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するための科目であるとともに、専門分野を学習する上で基礎になる科目であり、本学部学生全員にとって必修又は選択必修である。学校教育課程以外の3課程では、中学校・高等学校教諭一種免許状、学芸員資格、社会福祉士受験資格等の取得に結びつくようカリキュラム編成を行っている。

平成16年度より引き続き、それぞれの教育課程の編成と授業内容の関係について、カリキュラム改善検討委員会で検討を行い、各課程の課題を明確にし、モデルカリキュラムを作成する等の改善策を講じている。

(分析結果とその根拠理由)

専門教育科目については、教養教育と専門教育との連携を図りつつ、各課程の特性により特徴的な教育科目を含む幅広い授業科目が開設されており、その内容は各課程の教育課程の編成の主旨に沿ったものとなっている。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部履修細則』、『2008 文化教育学部案内』、『2008 年度 履修モデル』

観点1-2-3: 授業の内容が、全体として教育の目的・目標を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

(観点に係る状況)

本学部においては、教員の研究活動が反映された授業が数多く開講されており、教育の目的を達成するための基礎として研究活動が行われている。表6に、本学部教員の研究活動が授業科目に反映している例を抜粋して示す。

表6 研究活動成果の授業内容への反映例

授業科目名	関連する研究活動
現代の家族	『変化する社会と家族』建帛社、1998年9月。
漢詩を読む	『杜甫農業詩研究』
宗教学入門	「近代ユダヤ教と宗教的寛容」、『一神教学際研究3』、同志社大学一神教学際研究センター、2007年
英語	『これで万全 TOEIC テストの読解』（英宝社）
有田焼入門	有田焼の産業振興に関する研究、文化教育学部研究叢書Ⅲ『アジア・コミュニティの多様性と展望』第6章「海をわたる伊万里焼—国際競争化での有田焼の挑戦」、P. 185-207
スポーツ実習	『健康と福祉』理想書林 2004
現代の法と社会 (日本国憲法)	裁判員制度に関する研究、「裁かれる覚悟ありますか?—裁判員制度導入と市民間相互信頼に関する一試論」(日本法社会学会・九州支部研究会 2008. 09. 13)
日本事情Ⅱ	日本の地域社会に関する研究、子ども未来財団『地域における若者育成および家族形成<生活・仕事・結婚>支援に関する調査 報告書』44-55頁 62-64頁
情報基礎演習Ⅰ	「人とまちをつなぐ地域の情報」第12回 低平地市民フォーラム 発表要旨集、pp. 22-23.

（分析結果とその根拠理由）

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断される。

（根拠資料）

『平成 20 年度教員報告様式データベース』

観点1-2-4: 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

（観点到に係る状況）**① 他学科、他学部の授業科目の履修状況**

多くの授業科目において、履修については他学部との互換性を有しており、他学部の科目を履修した場合にも、各選修によって上限は異なるが、自由選択科目として卒業要件単位に換算されている（学校教育課程2～10単位、国際文化課程25単位、人間環境課程18単位、美術・工芸課程20単位）。

② 他大学との単位互換

他大学との単位互換については、九州地区の8大学の教員養成大学・学部間で協定を結び、各学部において他の大学と互換可能な科目を設定し、単位認定している。また県内では、放送大学、西九州大学との単位互換を始め、国外の大学との単位互換についても、様々な大学と、大学や部局ごとにも協定を結び、交換留学や研修などにより単位互換が認められ、特に語学研修の科目が充実している。

③ 補充(リメディアル)教育の実施状況

学校教育課程理科選修では、正課外で物理、化学、生物、地学の4分野で新入生の希望者に対して補充授業、また正課の「化学通論Ⅰ、Ⅱ」と「物理学通論Ⅰ、Ⅱ」において、補充授業を行っている。科目名は「リメディアル力学講座」「補習物理」「化学補習授業」などである。

④ インターンシップによる単位認定の状況

人間環境課程ではインターンシップも活用しており、学生の実践的学習の機会を提供している。当該インターンシップは「就業体験実習」（2単位）として選択科目に配置し単位認定している。

⑤ 編入学への配慮

編入学は、国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程の3課程で実施しているが、編入学生の単位認定制度を整備し、2年間での卒業を保障するだけでなく、資格取得のための履修モデルを提示することにより、編入生の学修支援を実施している。

⑥ 修士課程との連携

学校教育課程においては、修士課程2年を視野に入れた6年間のカリキュラム編成を検討している。平成16年度に始まった学部教育実習の高度化（教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）と連動して、平成18年度より修士課程での教育実習の試行を実施している。国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程においても教育学研究科との連携を図っている。

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部においては学生の多様なニーズをくみ上げる取り組みや、研究成果の反映方法、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断される。

（根拠資料）

『文化教育学部履修の手引』、『大学間の単位互換に関する協定書(九州8大学教員養成学部間)』、
『佐賀大学と放送大学との間の単位互換に関する協定書』、
『佐賀大学と西九州大学の単位互換に関する協定書』

観点1-2-5: 教育課程における教育実習の位置づけは適切か。

（観点到に係る状況）

本学部では、教育実習をⅠ、Ⅱ、Ⅲと体系化して各年次に配当し実施してきたが、平成15年度から教員養成カリキュラムの改革を進めることによりその改善を図っている。今日的な学校教育の課題に対応して、教育実践力の育成強化のために「教育実践探求力を形成する高度教員養成コア・カリキュラム案」（平成16年11月）を作成し、順次、試行・実施している。

第1に、コア科目となる教育実習の改善を図った。学部の第1学年では附属学校参観及び佐賀市内の小学校での体験実習（佐賀市教育委員会と連携）、第2学年では1単位時間の授業開発実習、第3学年では、従来の総合的な実習に加えての単元授業・評価開発実習、第4学年では課題提示型の併免教育実習を行うという内容構成になっている。また、臨床教育実習は両者において平成19年度より実施し、また大学院教育実習（佐賀県教育委員会と連携）は試行してきた。

第2は、教育実習同様にコア科目とする「教育実践演習」を開講している。各学年の教育実習に対応して、それぞれ演習を設け、学部の教員養成課程担当教員が実習校の教員と連携して、学校参観・体験、授業・評価開発等について指導するようにしている。

第3には、教員免許法改正による新科目「教職実践演習」を、平成19年度に第4学年の学生を対象に試行として開講し、平成20年度はシラバス作成を学部全体で行うよう呼びかけている。

第4には、佐賀県教育委員会との連携・協力協定に基づいて、教育ボランティア活動を推進している。

（分析結果とその根拠理由）

平成16年作成の「教育実践探求力を形成する高度教員養成コア・カリキュラム案」に沿って、教員養成改善推進委員会及び教員養成系学部・大学院改組WGを設置して教員養成の改善を図ってきた。高度教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが順次実施されている。さらに平成19年度には「教職実践演習」も試行的に開講し、開講時期等の課題について検討を加えた。このように各種の教育実習が、教員養成カリキュラムの中に適切に位置付けられており、また充実の方向に向かっているといえる。

（根拠資料）

『平成17年度高度教員養成カリキュラム導入に関する調査研究報告書』、『平成20年度履修案内』、『平成18年度教育実習試行の実施計画』、『平成19年度「教職実践演習」試行について（報告）』、『文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム（平成19、20年度） 発達障害と心身症への支援に強い教員の養成～文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発～ 最終報告書』

観点1-2-6: 単位の実質化への配慮がなされているか。

（観点に係る状況）

組織的学習指導として、入学直後のオリエンテーションや宿泊研修等において、各教員の研究内容の紹介とともに、これまでの卒論のテーマ一覧に加えて、履修モデルを示すことにより、学生各々の学習目標に沿って適切に履修の選択を行い、主体的な学習を行うよう指導している。

また、卒業に必要な授業科目の履修については、文化教育学部履修細則に基づき、各学期に登録できる科目の単位数の上限を25単位（ただし、集中講義による授業科目を除く。また、各種教員免許及び資格取得のための授業科目については例外）に設定している。

平成19年度から導入したGPA（Grade Point Average）によって、極端に評価の低い学生に対してはそれぞれの教務委員を通して指導を行うことにしている。

（分析結果とその根拠理由）

入学直後のオリエンテーション時に、履修のモデルケースを示すことにより、必要な学習時間の確保が可能となる。履修登録の上限設定については、引き続き検討課題となっている。以上のことから単位の実質化への配慮が相応になされていると判断する。

（根拠資料）

「文化教育学部履修細則」、「履修科目として登録できる単位数の上限に関する文化教育学部に規

基準1-3 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点1-3-1:教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

（観点到に係る状況）

授業形態は、各課程の教育目的及び各分野の特性に応じてバランスのとれた構成になっている。学習指導法の工夫については、少人数授業、対話型授業、フィールド型授業の開設、TAの活用（20年度TA実施科目数は、前後期合わせて37科目である。TAの実施報告書の提出率は100%である）などが行われている。

授業科目の形態については、学則に定められた単位の基準に基づいて、また、教育の目的を踏まえ、各課程においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している。

- ・学校教育課程:教育実習を中心に選修毎に、講義、演習、実験、実習等の授業科目の配置。
- ・国際文化課程:言語運用能力の養成を重視しており、少人数クラスでの授業の実施。
- ・人間環境課程:選修毎に、その専門と取得資格に適應した科目を、講義、演習、実験、実習の開設。
- ・美術・工芸課程:優秀な芸術家やデザイナーとなるための高度な表現技術を身につけさせるために、専門性を重視した芸術性の高い実習科目を配置し、特に、芸術院会員や人間国宝といったハイレベルの芸術家による授業の開設

（分析結果とその根拠理由）

教育の目的に照らして、学部全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。

（根拠資料）

『平成20年度学生便覧』、『平成20年度前学期、後学期 TA 実施報告書』

観点1-3-2:教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

（観点到に係る状況）

平成16年度からシラバスをホームページ上で公開しているが、パソコン操作に熟知していない新入生への配慮として『文化教育学部シラバス』(冊子)を1年次生に配布している。

(1)シラバスの利用状況

文化教育学部では学部専門科目について、共通した様式に沿ったオンラインシラバスを公開している。授業評価アンケートの結果、専門科目のシラバスの利用状況は約70%であった。

(2)授業がシラバスに沿って行われているか。

学生アンケート、授業評価結果(『平成20年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』)によれば、「授業内容はシラバスに沿っていた」「シラバスは学習する上で役に立った」の二つの項目に関して、本学部における肯定的な意見は前者で36.6%(前学期)39.3%(後学期)、後方で29.8%(前学期)32.4%(後学期)であった。これはシラバスの整備が進んでいなかったことが起因しており、この改善が早急の課題である。

（分析結果とその根拠理由）

本学部では適切な様式に沿ったシラバスを作成しているが、活用率はまだまだ低い。しかしながら、授業評価アンケートによれば、その活用は徐々に改善されつつある。

（根拠資料）

『平成20年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、
『佐賀大学オンラインシラバス』

観点1-3-3:自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

（観点に係る状況）

自主学習への配慮として、シラバスに事前・事後学習の必要性及び参考書、参考サイトを明示している。組織的な取り組みとして、オフィスアワーを設定し、正規の授業時間以外に質問等に答える時間を確保している。また、学年担任制の実施により、単位修得、休学や退学、転学部等の学習相談に応じている。さらに、基礎学力不足の学生に対して補充授業を実施している。

以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断できる。

（分析結果とその根拠理由）

自主学習への環境整備を進め、基礎学力不足の学生へのケアも組織的に実施している。

（根拠資料）

『平成20年度教員報告様式データベース』、『平成20年度個人評価の集計及び分析』、
『佐賀大学オンラインシラバス』

基準1-4 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

観点1-4-1:教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

（観点に係る状況）

成績評価基準は佐賀大学学則第22条に定めるものの他、「佐賀大学成績判定等に関する規程」により、平素の学習状況、出席状況、学習報告、論文及び試験等によって行うことが定められている。成績は、平成19年度入学生より従来の「優」を「秀」（90点以上）と「優」（80～89点）に区分して、「良」（70～79点）、「可」（60～69点）及び「不可」（59点以下）の5段階評価を設定し、秀、優、良、可を合格とする基準を策定している。

本学部では、これらの成績評価基準を学生便覧及び履修の手引に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生全員に配付している。さらに、シラバスに成績評価方法を明記するとともに初回授業時にガイダンスを実施し、受講生に当該科目における成績の基準を周知させている。

卒業認定基準としては、佐賀大学学則第35条に基づき、学部で4年以上在学し、卒業の要件として修得すべき124または128単位以上を修得した者には、卒業の認定を行うという基準を策定している。また、卒業要件でもある卒業研究の評価についても、「卒業研究に関する細目」を策定している。

（分析結果とその根拠理由）

成績評価基準や卒業認定基準は佐賀大学学則に基づいた成績評価基準が『学生便覧』及び『履修の手引』に明示されており、初回授業時のガイダンスにおいて、成績評価の方法などを周知している。また、卒業認定基準については、学生全員に卒業の要件が記載された学生便覧及び履修の手引を配付しているが、周知に当たっては、入学時のオリエンテーションのほか、課程、選修毎に学生への説明会を行っている。このように、成績評価基準及び卒業認定基準は組織として策定しており、学生への周知を行なっている。

（根拠資料）

『佐賀大学成績判定に関する規程』、『文化教育学部卒業研究に関する細目』、『平成20年度 履修の手引』

観点1-4-2:成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

本学部における授業の成績評価は、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況を総合して行われている。評価方法についてはシラバスに明記されているが、授業への出席状況、レポートの提出状況

の加味については各教員に任されており、単位認定の具体的な基準は教員によって若干異なる。

教育実習については、学部教授会における審議の上、単位の認定を行っている。卒業認定は、規程に基づき、教授会で認定を行っている。また、卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。最終的には教授会の議を経て卒業認定を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

基準に基づいた方法で成績評価が行われている。卒業研究の成績評価は、主査・副査により行われるが、最終的な卒業認定は教授会の議を経て、透明性を確保しながら適切に行われている。

（根拠資料）

『佐賀大学成績判定等に関する規程』

観点1-4-3:成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる)が講じられているか。

（観点到に係る状況）

文化教育学部では、成績評価の正確性を担保するために、成績交付後の異議申し立て期間・方法を定めた内規を大学教育委員会（教務専門委員会）において策定し、平成18年度後期より実施している。

（分析結果とその根拠理由）

これまでは、成績交付後、学生が個人的に異議を申し立てた場合には各教員が対応していたが、18年度後期より学生から大学・学部への異議申し立てを行うことが制度化された。なお、これまでのところ異議申し立ては1件もない。

（根拠資料）

『教務委員会議事録』、『文化教育学部教授会議事録』、『佐賀大学文化教育学部教務委員会における成績評価についての異議申し立て調査・検討に関する申合せ』

<大学院課程> 基準1-5～基準1-8

基準1-5 教育課程が教育の目的・目標に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

観点1-5-1:教育の目的・目標や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に答えるものになっているか。

（観点到に係る状況）

教育学研究科の目的は、学部卒業生及び現職教員に対し、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することである。以上の目的に応じて、学校教育専攻（3コース）と教科教育専攻（10専修）を設置している。

学校教育専攻では、教育学、教育心理学及び障害児教育の各コースで基本的な授業科目を各コース共通の必修科目とし、コース専門のみならず、学校教育に必要な幅広い知識を獲得できるようにしている。また、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達、障害児教育に関する理論、学習に関する専門的知識に加えて学校経営、生徒指導や更に生涯教育を含めて、社会的視点に立って学校全体を見据えたより広い教育について探究できるようカリキュラムが編成されている。

教科教育専攻では、各専修の教科教育に関する科目と教科内容に関する科目及び「実践授業研究」を設定し、各教科に関する高度の知識を授け、教育・研究能力が深化できるよう構成されている。

（分析結果とその根拠理由）

本研究科においては、その目的を高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校

教育に関する深奥で総合的な研究を推進することとしており、学校教育専攻については、教科教育に関する科目、教科教育専攻においては、学校教育に関する科目をそれぞれ選択必修としており、相互に関連する科目については、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するために、専門を深めかつそれに偏らず、総合的な知識が得られるよう配置されている。

（根拠資料）

『佐賀大学大学院 教育学研究科(修士課程)設置計画書』、『平成 20 年度履修案内』

観点1-5-2:授業の内容が、教育の目的・目標に即した教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。また、大学院全体の取り組みとなっているか。

（観点到に係る状況）

本研究科における授業内容に関しては、『履修案内（佐賀大学大学院教育学研究科）』に、また、詳細については、多くの科目がホームページにオンラインシラバスとして掲載されている。

（分析結果とその根拠理由）

この内容については、まだ十分検討がなされていない状況である。今後の課題として、全体的な教育課程に照らし合わせ、どのような内容が良いのか検討する必要がある。

（根拠資料）

『平成 20 年度履修案内』、『佐賀大学オンラインシラバス』

観点1-5-3:単位の実質化への配慮がなされているか。

（観点到に係る状況）

本研究科は少人数教育が可能であるため、1・2年次を通じた個別指導によって、各学生が十分な学習時間を確保しうるような履修指導を行っている。さらに、専攻あるいは専修ごとに学生控え室等を設けて、情報機器を備え、また図書・資料を常備し、講義時間以外の学習時間を充実させて単位を実質化する環境を整備している。

（分析結果とその根拠理由）

以上述べたように、単位の実質化について配慮が成されていると判断される。

（根拠資料）

『平成 20 年度履修案内』

基準1-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点1-6-1:教育の目的・目標に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

（観点到に係る状況）

平成 20 年度における本研究科の講義、演習、実験、実習などの授業形態を以下の表 7 に示す。

表 7 各専攻における授業形態ごとの科目数

授業形態	講義	演習	実習	備考
学校教育専攻				他に、修士論文の指導を含む各専攻・コース・専修に課題研究(演習)がある。
教育学コース	8	8	0	
教育心理学コース	5	5	0	
障害児教育コース	9	3	0	
教科教育専攻				

国語教育専修	11	9	0
社会科教育専修	38	20	0
数学教育専修	7	7	0
理科教育専修	20	14	0
音楽教育専修	0	22	3
美術教育専修	13	11	0
保健体育専修	14	12	0
技術教育専修	11	7	0
家政教育専修	9	9	0
英語教育専修	11	11	0

（分析結果とその根拠理由）

各コース・専修により、その開講数はまちまちであるが、基本的には、講義と演習とがほぼ同じ比率で実施されている。ただし、障害児教育コースは、講義が多く、演習が少ない、また、音楽専修では、すべてが演習であり、そのコース・専修での特徴が現れている。しかし、学習指導法に関しては、十分なデータがなく、今後検討される課題である。

（根拠資料）

『平成 20 年度 履修案内』

観点1-6-2: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。**（観点に係る状況）****(1) シラバスの利用状況**

オンラインシラバスにおいては、開講年度、開講時期、科目名、担当教員(所属)、単位数、開講曜日・時限、講義概要(開講意図・到達目標等を含む)、聴講指定、履修上の注意、授業計画(回数、内容)、成績評価の方法と基準、オフィスアワー、その他の項目等の詳細が記入されている。

平成 20 年度の授業評価アンケート結果を見ると、「シラバスは学習する上で役に立っている」という質問に対して、肯定的な意見は前学期で 59%、後学期で 63%となっており、およそ 6 割の学生が役に立っていると考えている。

(2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

平成 20 年度の授業評価アンケート結果を見ると、「授業内容はシラバスに沿っている」という質問に対して、肯定的な意見は前学期で 63%、後学期で 67%となっており、6割強の学生がシラバスに沿っていると考えていることが分かる。

（分析結果とその根拠理由）

教育学研究科では適切な様式に沿ったシラバスを作成しており、およそ半数が役に立つと回答し、授業内容もそれに沿っていると回答している。したがって、概ねシラバスは適切に機能しているといえる。

（根拠資料）

『平成 20 年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、『佐賀大学オンラインシラバス』

基準1-7 研究指導が大学院教育の目的・目標に照らして適切に行われていること。**観点1-7-1: 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。****（観点に係る状況）**

大学院教育学研究科は、「初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研修を推進する」ことを目的として設置され、幼児・児童・生徒のあらゆる諸相を学ぶ学校教育専攻と教科内容を深める教科教育専攻の 2 専攻から成り立つ。また、教育学研究科は、附属教育実践総合センター、附属学校園と深い連携を保ちつつ教育理論の実践化につとめ、教育実践の理論を構築しようとしており、これらの成果を基に、教育・研究指導を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

教育学研究科では教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断される。

（根拠資料）

『平成 20 年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』、『修士論文等の審査に関する内規』、『佐賀大学オンラインシラバス』、『佐賀大学大学院教育学研究科規則』、『平成 20 年度履修案内』、『教育学研究科における指導教員の変更に関する申し合わせ』

観点1-7-2: 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

（観点に係る状況）

(1) 研究指導体制について

各コース・各専修において学生ごとに指導教員を定め、研究指導が行われている。研究室へ配属された後に研究テーマに関する打合せが行われ、決定される。学位論文の執筆にあたっては、この指導教員（主査）以外の教員を副査として配置し、論文執筆の指導を受ける。

(2) TA の指導状況

TA マニュアルが作成され、TA として能力の育成、教育的機能の訓練等を受けているなど適切な指導が行われている。20 年度TA実施科目数は前後期合わせて 37 科目であった。

大学院学生はTAとして、学部学生の演習や実験などの指導にあたることにより、教育訓練の機会が与えられている。特に、教員を目指している学生にとっては学部の演習や実習に参加することにより、教科指導のスキルアップに繋がっている。

（分析結果とその根拠理由）

研究指導審査等に関しては、規則等が明確に定められており、研究内容、研究水準まで含めた適切な指導体制がとられている。大学院学生は TA として、学部学生の演習や実験などの指導にあたることにより、教育訓練の機会が与えられている。以上のことより、研究指導に対する適切な取組が行われており、また、TA として能力の育成、教育的機能の訓練等を受けているなど適切な指導が行われていると判断できる。

（根拠資料）

『佐賀大学教育学研究科規則』、『修士論文等の審査に関する内規』、『平成 20 年度前学期、後学期 TA 実施報告書』

観点1-7-3: 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

修士課程においては、指導教員（主査）の指導の下に学位論文の作成を行う。執筆に当たっては、学位論文の審査委員となった複数の教員（主査及び副査）の指導を受けることとなっている。指導教員は研究指導実施報告書の作成と提出を行うことにより、指導体制の充実を図っている。

（分析結果とその根拠理由）

修士課程においては、研究指導を受ける指導教員（主査）の下、学位論文の作成を行う。執筆に当たっては、学位論文の審査委員となった複数の教員の指導を受けることとなっている。以上のことから、学位審査に係る適切な指導体制が整備され、機能していると判断できる。

（根拠資料）

『佐賀大学教育学研究科規則』

基準1-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

観点1-8-1:教育の目的・目標に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

（観点に係る状況）

授業の成績評価は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格と判定している。ただし、平成19年度入学生より、「秀・優・良・可・不可」に変更した。

修了認定については、研究科修了に必要な単位数等の履修基準を定め、その基準に基づいて修了認定を研究科委員会において行っている。履修基準は「履修案内」に明示されている。

成績評価及び単位認定は、適切に実施されている。異議申し立て制度を導入しているが、不適切な評価が行われた事例は皆無である。

（分析結果とその根拠理由）

教育学研究科では教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断される。

（根拠資料）

『平成20年度履修案内』

観点1-8-2:成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

授業の成績評価は各教員に任されている。各教員は、オンラインシラバスの「成績評価の方法と基準」の項目にそれぞれの評価基準を明記しており、その基準に基づいて評価を行っている。修了認定については、履修基準に基づき、教育学研究科委員会において修了認定を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

授業の評価については、授業担当者がオンラインシラバスに明示した基準に基づいて評価を行っている。適切な成績評価が実施されているかについては、十分な検証は行われていない。

（根拠資料）

『平成20年度履修案内』、『佐賀大学オンラインシラバス』

観点1-8-3:学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

佐賀大学大学院学則第21条に定めるものの他、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」に基づき、「修士論文等の審査に関する内規」が定められている。内規に従って、審査員の選出、主査の決定、論文審査及び最終試験、審査結果の報告が行われ、その結果報告に基づき、研究科委員会で合格、不合格を決定している。

（分析結果とその根拠理由）

修士論文等の審査に関する内規に基づき、適切な審査体制が整備され、十分機能している。

（根拠資料）

『佐賀大学大学院学則』、『佐賀大学大学院学位規則』、『教育学研究科規則』
『修士論文等の審査に関する内規』

観点1-8-4:成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)が講じられているか。

（観点に係る状況）

平成18年度後期より異議申し立て期間を設定しているが、19年度までに申し立ては皆無である。

（分析結果とその根拠理由）

教育学研究科では、成績評価等の正確さを担保する方法として、異議申し立て制度を導入している。このことによって、成績評価等の正確さが担保されていると判断される。

（根拠資料）

『佐賀大学成績判定等に関する規程』、『研究科運営委員会議事録』、『研究科委員会記録』、『佐賀大学文化教育学部教務委員会における成績評価についての異議申し立て調査・検討に関する申合せ』

〔入学、卒業等に関する事項〕

学生の受入

＜学士課程＞ 基準1-9～基準1-11

基準1-9 学生の受入に際して、教育の目的・目標に沿った選抜方法がおこなわれていること。

観点1-9-1:学部の教育の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

（観点到に係る状況）

本学部の目的は佐賀大学文化教育学部規則第1条の2（平成20年度学生便覧130ページ）に、各課程の目的は佐賀大学文化教育学部規則第1条の3にそれぞれ定められている。受験生への周知を図るため、それらの学部及び各課程の目的に対応したアドミッション・ポリシーは、県内外の高校でジョイントセミナーを通して積極的に公表されている。平成20年度は47名の教員が38校でジョイントセミナーを行った。

（分析結果と根拠理由）

本学部においては、「佐賀大学」、「学生募集要項」、「佐賀大学ホームページ」を通し、各課程、各選修が求める学生像や入学選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明示され、公表されている。これらを大学説明会、ジョイントセミナーで配布している。

大学説明会アンケートを独自に分析した調査報告書や教授会における報告等は、アドミッション・ポリシーが学内、学外において十分周知されていることを示している。

（根拠資料）

『佐賀大学（平成20年度）』、『学生募集要項』、『平成20年度学生便覧』、
『平成20年度大学説明会アンケート調査-結果報告ダイジェスト』、
『佐賀大学ホームページ 入試情報 (<http://www.sao.saga-u.ac.jp/>)』

基準1-10 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

観点1-10-1:アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

（観点到に係る状況）

(1) アドミッション・ポリシーに沿った受入方針

文化教育学部の入学者受入方針はアドミッションセンターホームページに掲載されている。なお、平成19年度は求める学生像のみを定めていたが、平成20年度以降は入学者選抜の基本方針すべてについて定められている。

(2) 学部の受入（選抜）方法（留学生、社会人、編入学生の選抜方法を含む）

「学生募集要項」に示されるように、各課程別に、一般選抜（前期日程・後期日程）、特別選抜（推薦入学）、私費外国人留学生選抜、編入学（推薦入学・一般選抜）を実施している。

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の

受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

（根拠資料）

『学生募集要項（平成 19・20・21 年度）』、『過去三年間の入試問題』、
『文化教育学部に関するアンケート 2005-調査報告書』、
『平成 19、20、21 年度佐賀大学入学試験（個別学力検査）実施要項』、
『入学者選抜方法改善検討委員会議事録』、
『佐賀大学ホームページ 入試情報（<http://www.sao.saga-u.ac.jp/>）』

観点1-10-2: アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

（観点に係る状況）

本学部においては、留学生の受入等に関するアドミッション・ポリシーは「私費外国人留学生募集要項」に明示されている。ただし、「編入学学生募集要項」には受入等に関するアドミッション・ポリシーが明示されていない。なお、「社会人入学選抜」は実施していない。留学生のための大学説明会は独立行政法人日本学生支援機構主催の「日本留学フェア」で実施しており（平成 20 年度アメリカ合衆国、中国）、さらに佐賀大学ホームページを通じて情報発信している。

過去 3 年間の留学生志願者状況は、10 名前後とほぼ横ばいであるのに対し、入学者数は数名に止まり減少傾向にある。編入学学生の志願者倍率は例年 4 倍前後と良好に推移している。

（分析結果とその根拠理由）

本学部においては、留学生の受入等に関するアドミッション・ポリシーが明示されていることは『私費外国人留学生募集要項』が示すとおりであるが、編入学学生に関しては早急な対応が必要である。

（根拠資料）

『私費外国人留学生募集要項』、『編入学学生募集要項』、
『平成 15～20 年度学部別留学生志願者状況』、『日本留学フェア実施報告書』、
『平成 19、20 年度佐賀大学入学試験（個別学力検査）実施要項』
『平成 21 年度入学試験に関する統計』

観点1-10-3: 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

（観点に係る状況）

本学部においては、入学者選抜は「佐賀大学入学試験（個別学力検査）実施要項」に基づいて実施されている。一般選抜試験（個別学力検査）においては、試験本部長を学長、副本部長を学部長とし、入学試験委員、実施本部付、試験実施事務局、救急処置を組織して実施運営にあたっている。

私費外国人留学生入学試験実施組織は総括責任者を学部長とし、その下に課程等代表を各 1 名、全学入学試験委員会委員 3 名、及び各試験関係委員（問題作成委員、問題点検委員、採点委員、監督委員、面接委員、実技検査実施委員）を配し、実施している。編入学試験実施組織、及び推薦入学試験実施組織は私費外国人留学生入学試験実施組織に準ずるものである。

（分析結果とその根拠理由）

本学部においては、「平成 20 年度佐賀大学入学試験実施事務局担当者名簿」、及び「平成 20 年度佐賀大学入学試験実施要項」等から分析して、組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化がなされているとみることができ、したがって、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されている。

（根拠資料）

『平成 21 年度佐賀大学入学試験（個別学力検査）実施要項』、

『平成 21 年度佐賀大学入学試験実施事務局担当者名簿』、
『平成 21 年度佐賀大学入学試験実施要項』

観点1-10-4: アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

（観点に係る状況）

平成 20 年度はアドミッション・ポリシーに沿った学生受け入れの検証するための直接的な取り組みは行われていない。しかしながら、入学者選抜方法改善検討委員会（入試運営委員会との共催）では、各講座への入試についてのアンケートを行い、AO 入試導入や推薦入試の在り方に関して検討を続けてきた。その中で入学後の学生の特徴に関して質問した結果、教員養成課程である学校教育課程において「教員を志望しない学生の増加が目立つ」、「学力レベルが低下したようである」などの意見が認められた。入学してきた学生とアドミッション・ポリシーが、必ずしも沿うとは限らないことが窺われる。その反面、「入試方法の違いによる学生の学力に差は認められない」とする意見もあり、その結果を入試選抜の改善に直接結びつける事への危険性を指摘する声もある。

（分析結果とその根拠理由）

入学者受入方針に沿った学生の受入が行われているかどうかを検証するための取組は行われているものの、その結果を入学者選抜の改善に役立てている段階には至っていない。現在、検討中である。

（根拠資料）

『平成 21 年度選抜アドミッション・ポリシー』、『入学者選抜方法改善検討委員会・入試運営委員会による学部入試に関する教員サイドの意向調査アンケート』

基準1-11 入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点1-11-1: 入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と入学者数との関係の適正化が図られているか。

（観点に係る状況）

文化教育学部の平成 21 年度の入学定員充足率を表 8 に示す。

表8 各年度における入学定員充足率

年 度	課 程	入学定員	入学者数	入学定員充足率
平成 21	学校教育	90	95	106 %
	国際文化	60	60	100 %
	人間環境	60	65	108 %
	美術・工芸	30	32	107 %
	学部全体	240	252	105 %

（平成 21 年度入学試験に関する統計）

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部では、平成 21 年度の入学定員は 105%であり、入学定員と入学者数との関係が適正に保たれていると判断される。

（根拠資料）

『平成 21 年度佐賀大学入学者選抜要項』、『平成 21 年度入学試験に関する統計』

<大学院課程> 基準1-12～基準1-14

基準1-12 学生の受入に際して、教育の目的・目標に沿った選抜方法がおこなわれていること。

観点1-12-1:大学院課程の教育の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

（観点に係る状況）

大学院教育学研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的としている。この目的に対応したアドミッション・ポリシーは、佐賀大学大学院学生募集要項及び佐賀大学ホームページに明確に定められ、積極的に公表されている。

（分析結果とその根拠理由）

アドミッション・ポリシーについては、大学院学生募集要項及びホームページを通して広く公表されている。なお、不十分な点に関しては平成20年度に改訂した。

（根拠資料）

『平成21年度佐賀大学大学院学生募集要項』、『佐賀大学ホームページ』

基準1-13 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

観点1-13-1:アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

（観点に係る状況）

学校教育専攻における、一般選抜では外国語（英語）能力と専門的基礎知識及び研究意欲を備えているかを見るために筆記試験（外国語科目及び専門科目）と口述試験を課している。現職教員等選抜では、口述試験と教育現場における研究実績等の審査を総合して選抜を行っており、外国人留学生選抜では、筆記試験と日本語による口述試験及び面接を課している。

教科教育専攻では、外国語、専門科目についての筆記試験（実技試験を含む）を全員に課している。更に、各教科にかかわる口述試験を行い、その力量、意欲を評価している。加えて、研究計画書、志望理由書等を提出させ、総合的に判断する選抜を実施している。

（分析結果とその根拠理由）

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

（根拠資料）

『平成21年度佐賀大学大学院学生募集要項』、『佐賀大学ホームページ』

観点1-13-2:アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

（観点に係る状況）

現職教員等選抜では、担当教科の豊富な教育実践の中から明確な問題意識、具体的な研究課題を持ち、高度な指導法、教材開発、技術等を理論的・実践的に追求し、教育者としての資質や指導力の向上を目指す高い意欲を持つ現職教員等を求めるため、口述試験、研究業績書等の審査、研究計画により総合的な選抜を行っている。

外国人留学生選抜では、大学院における講義を理解でき、論文執筆や専門に関する意見交換をすることができる日本語能力と、志望する分野における学士レベルの基礎学力、表現力を有した上で、日本の教育や文化に強い関心を持ち、各教科の専門的な知識の習得、理解、実践、研究及び国際理解を深め、日本や母国等で教育現場や研究者、専門家等を志す意欲と情熱を有する外国人留学生を求めるため、専門科目、口述試験・面接、研究計画により総合的な選抜を行っている。なお、研究計画は数学教育専修、理科教育専修、技術教育専修を除き出願時に提出することとし、

国語教育専修、美術教育専修は卒業研究等を含むことが求められている。

（分析結果とその根拠理由）

以上述べたように、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

（根拠資料）

『平成21年度佐賀大学大学院学生募集要項』、『佐賀大学ホームページ』

観点1-13-3: 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

（観点到に係る状況）

大学院教育学研究科は、「佐賀大学大学院入学試験実施要綱」に沿って、総括責任者を研究科長とし、コース・専修各1名からなる研究科運営委員会において、実務的な事柄について協議し、入試の円滑な実施に努めている。学校教育専攻・教科教育専攻、コース・専修ごとの採点評価基準、合否判定基準は「教育学研究科入学試験合否判定基準」に明示され、それに沿って受け入れが行われている。

（分析と根拠理由）

研究科長を統括責任者とし、コース・専修 各1名からなる研究科運営委員会による協議、それに基づくコース・専修会議による各構員の協力により、実施されている。また入試関係委員として、各コース・専修に、問題作成委員、点検委員、監督委員、口述試験・面接実施委員、調査書等審査委員、研究業績書審査委員及び実技試験実施委員を置き、公正に実施している。

（根拠資料）

『平成21年度 教育学研究科入学試験実施要項』

観点1-13-4: アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

（観点到に係る状況）

教育学研究科において、アドミッション・ポリシーに沿った院生の受入が実際に行われているかを検証するための取組は、主に、研究科運営委員に1名の教育研究評議員を加えた拡大研究科運営委員会を通して行われている。

（分析結果とその根拠理由）

拡大研究科運営委員会は平成18年12月に各専修・コースに対して、1) アドミッション・ポリシーの伝達について、2) 大学院入試の問題点、3) AO入試について、4) 社会人学生受け入れについて、5) 他大学・他学部出身者の受け入れ体制についての5点に関してアンケートを実施し、検証するための取り組みを行っている。

（根拠資料）

『拡大研究科運営委員会大学院（教育学研究科）アンケート2006』

基準1-14 入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点1-14-1: 入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と入学者数との関係の適正化が図られているか。

（観点到に係る状況）

教育学研究科の平成21年度入学者選抜の状況は、表9のとおりである。

表9 入学定員、学生数及び入学定員充足率

年 度	専 攻	入学定員	入学者数	入学定員充足率
平成21	学校教育	6	11	183%
	教科教育	33	41	124%
	研究科全体	39	52	133%

教育学研究科における募集人員 39 人に対し、平成 21 年度入学者数は 52 名である。充足率は 133%である。

〔分析結果とその根拠理由〕

平成 19 年度及び 20 年度の定員充足率はそれぞれ 174%、150%であり、主として外国人入学者の増加によると分析された。これと比べると平成 21 年度は、133%に減少しているが、定員超過への具体的な取り組みは平成 20 年当時はまだ行っていなかった。

〔根拠資料〕

『平成 19、20、21 年度入学試験に関する統計』

〔学生の送付〕

基準1-15 学習状況、就職状況を適切に把握し、十分な学生支援がなされていること。

観点1-15-1:学習状況(進級率・留年率・退学・休学等)を適切に把握し、十分な学生支援が行われているか。

〔観点到に係る状況〕

「文化教育学部卒業認定者数」（教務課作成）によれば、在籍者数に対して卒業認定が得られなかった学生の割合（留年率）と、退学者数及び休学者数(休学期間のある学生数/在籍者数)は表 10 の通りである。学生の異動についてはいずれの場合においても、担当講座で学生への指導及び支援を行った上で、やむを得ない場合には教授会で承認するというシステムをとっている。

表 10 学部学生の留年率・退学者数・休学者数

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
留年率(%)	10.99	15.05	12.17	16.99	22.12
退学者数(人)	7	9	4	4	12
休学者数(人)	26	32	25	33	39

(教務課調べ)

また、入学時に決定される学年指導教員（チューター）が主になり、新入生オリエンテーション、大学入門科目の開設、及び新入生合宿研修の実施を通じて、大学における授業科目選択等の周知が図られ、2 年次には選修の振り分けや専門科目の選択が行われる際、ガイダンス、オリエンテーションを実施している。また、平成 13 年度より全教員がオフィスアワーを設置し、学習や生活に関する質問や相談を全ての教員が受け付ける時間を設けている。

〔分析結果とその根拠理由〕

学習支援については、入学時に指導を行うとともに進級時にそれぞれの選修において指導を行っている。また、休学や退学などの学生異動については、教授会全体で把握している。オフィスアワーの設置により学習・生活の両面でより良い助言体制が図られている。

〔根拠資料〕

『平成 20 度 文化教育学部卒業認定資料（教務課作成）』、『平成 20 年度 文化教育学部履修の手引』、『平成 2008 年度 学生便覧』

観点1-15-2:就職状況(就職率、就職先等)を適切に把握し、十分な学生支援が行われているか。

（観点に係る状況）

文化教育学部の就職率の推移は次の表 11 のとおりである。

表 11 文化教育学部課程別就職率 (%)

課程	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
学校教育課程	93.5	94.3	95.2	96.0	96.0	93.0
国際文化課程	77.3	89.8	93.9	83.1	100.0	97.8
人間環境課程	76.7	93.2	81.8	94.6	88.9	91.8
美術・工芸課程	72.4	90.9	90.9	72.7	63.6	65.0
計	80.3	92.3	90.4	88.8	91.7	90.9

学部就職委員会は、新卒者に対する教員採用率向上の対策として、文化教育学部 OB や教員 OB の協力を得て、面接・模擬授業・論作文対策講座を開催、また教員有志がペーパーテスト対策講座を行った結果、年々教員採用人数が増えている。民間企業就職者に対する支援として、学部就職委員会では、就職課と協力して、就職ガイダンスやインターンシップの開催等、就職対策を行っている。インターンシップ相談窓口を開設し、また就職委員の名札を各委員の部屋の前に掲げ、随時、就職相談ができる体制ができている。

（分析結果とその根拠理由）

就職支援に対しては充実しつつあるが、就職相談室の求人票（エントリーシート）の書き方を知らない学生もおり、学生へのガイダンスを強化する一方、直接指導する指導教員の一層の支援努力が必要と思われる。就職委員も積極的に企業訪問を行い、就職先の開拓をする必要があろう。

（根拠資料）

『平成 15～20 年度就職統計』、『平成 18 年度就職支援事業実施計画（就職課）』

観点 1-15-3: 学生の就職意識向上のため、キャリア教育がおこなわれているか。**（観点に係る状況）**

大学入門科目の中で、外部のカウンセラーやキャリア・アドバイザーを招き講演会を開いている。OB による就職状況の説明、就職委員会による就職ガイダンス、就職説明会が実施されている。全学の就職支援の一環として、キャリアデザイン講座が開設されている。

学部全体の授業としては実施されていないが、人間環境課程で「就業体験実習」（2 単位・選択）が開講されている。

（分析結果とその根拠理由）

小中学校や高等学校で、勤労観や職業観の育成のためキャリア教育の充実がもてられており、大学でもその必要性は十分考えられる。この現状に対応するためには、入学時からの職業観の育成が必要であり検討中である。

（根拠資料）

『平成 20 年度 授業時間割表（佐賀大学教養教育運営機構）』、

『平成 20 年度就職支援事業実施計画（就職課）』

〔学生支援に関する事項〕

基準 1-16 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

観点 1-16-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

入学式の翌日に学部オリエンテーションを例年実施している。内容は、(1) 全体説明会として、

学部長挨拶(学部長)、教務関係(教務委員長)、学生生活関連(学生委員長)、人権教育(人権教育推進委員長)、人権教育映写及びアンケート(人権教育推進委員)及び就職(就職委員長)についてである。加えて(2)その後、課程・選修別説明会として、各課程及び選修別さらには分野別に説明会を実施している。また、社会福祉士の受験資格取得希望者に対する説明会も開いている。各選修での新入生オリエンテーションや大学入門科目の中での履修指導も合わせて行われている。1年生に対してはチューターを配置し、入学後の履修指導や生活相談に応じている。

(分析結果とその根拠理由)

ガイダンス・オリエンテーション等は適切に実施されている。またチューター制度を設け、特に1年次の修学面に注意を払うようにしている。実施後の効果、利用満足度及び学生のニーズに関する分析・把握は成されていないので、アンケート等で把握する必要がある。

(根拠資料)

『平成20年度文化教育学部新入生(編入学生を含む)オリエンテーションの実施について』

観点1-16-2:学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

平成13年度からオフィスアワー制度を実施している。「履修の手引」により学習上の重要事項を周知している。卒業研究着手学生には指導教員(主査・副査)を配置し、指導・助言を密に行っている。また、学生相談、助言のための学年指導教員(チューター)制を実施している。

平成18年度前学期にオフィスアワーの設置状況は96.5%であったが、平成19年度には100%に達している。チューターは選修(コース・分野)毎に1年から3年まで少なくとも1名以上が担当している。

(分析結果とその根拠理由)

チューターの設置やオフィスアワーの設定により、学習相談、助言等学生支援は適切に行われている。

(根拠資料)

『平成20年度 履修の手引』、『平成20年度文化教育学部シラバス(平成20年度入学生用)』、オンラインシラバス

観点1-16-3:学生支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部の独自の試みはないが、全学的には学生対象アンケート調査が実施されている。また「どがんね、こがんよ、学生相談会」を設置し、学生、副学長、教員、学務部職員の参加を得て、年2回の懇談会を開催している。また、「学生なんでも相談窓口」を学生センターに、「VOICE(投書箱)」を学生センターと附属図書館に、「学生カウンセラー相談窓口」を学生センターに設置し、さらに電子メール(voice@cc.saga-u.ac.jp)にて常時学生の相談に応じている。

(分析結果とその根拠理由)

学生支援に関する学生の意見・要望・質問等を汲み上げる制度は整備され、適宜実施されている。平成20年度学生対象アンケート結果によれば、学修相談体制について「満足している」と回答した学生は全体の9.5%で、「ほぼ満足している」の25.6%と合わせると(35.1%)、農学部(35.3%)に次いで高く、全学平均の28.3%を上回る結果であった。また5段階評価で見れば、前年度の平均値2.91よりも0.12ポイント高い3.03(全学平均:2.78)であり、学生のニーズが適切に把握されていると考えられる。

(根拠資料)

『平成20年度佐賀大学学生対象アンケート報告書』

観点1-16-4:特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への多様な学習支援が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

留学生に対しては、入学時に留学生センターからのオリエンテーションとともに、個別ガイダンスを実施している。留学生センターが開講する能力別の日本語研修コースを充実し、達成度と課題を各チューター・指導教員に報告して、連携を図った学習支援体制をとっている。

留学生に対する支援としては、平成20年度前期では研究生1名、特別聴講生1名、教育学研究科学生2名の計4名に対して、また後学期では研究生1名、特別聴講生1名の計2名に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ1名配置し学習支援を行った。平成17年度では4名、平成18年度では4名、平成19年度は1名の研究科学生に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ1名配置し学習支援を行ってきた。

障害のある学生に対しては、入学者選抜の際に事前相談を行い、試験時及び入学後に配慮すべき事項を検討して、様々な障害のある者に門戸を開く対応を整えている。聴覚障害のある学生からの申し出により、ノートテイク等の学生ボランティアを募集し、授業時における支援体制を教員・学生が連携して強化している。

社会人学生(大学院生)に対しては、指導教員・当該講座教員を中心として、きめ細かな学習支援を行っている。6校時の開講、また、社会人学生の事情に応じて、休業中に授業を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部および教育学研究科では外国人留学生に対して、指導教員及び学生チューターを配置する制度が確立されている。また、障害を持つ学生に対しても修学支援を実施している。以上のことから、特別な支援を必要としている学生に対して学生支援が行われていると判断される。

(根拠資料)

『障害のある学生に対する支援(例)』、

『チューターの手引』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/tutor.htm>)

基準1-17 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

観点1-17-1:自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部の各講座における自習室及び演習室等の部屋数・パソコンの台数の整備状況、利用状況及び情報ネットワークの整備状況は表12の通りである。これ以外に5号館のパソコン室のリプレースを行い(平成20年度末)、利用改善を図った。

表12 文化教育学部の自習室・情報ネットワーク等の実態

選修・講座	自習室・情報ネットワークの状況
理科選修	理科は自習室1、学内LANに接続されているが、2台のパソコンは旧式で利用は少ない。
数学選修	演習室1、パソコンが3台あり日常的に使用されている。
音楽教育	学習室1、控え室1、パソコン4台、LAN有りで常時利用されている。
地域・生活文化	自習室及び研究室附属の演習室とパソコン17台を有し常時学内LANに接続状態である。
環境基礎	情報処理室にパソコン48台(平成19年度にリプレースを予定)とLANを有し、常時利用している。
健康福祉・	研究室附属の演習室8、共通演習室1、パソコン27台有し、常時利用している。

スポーツ科学	
美術・工芸	すべての教室にLANが設置され、パソコン2台有し、学生が自由に利用している。

自己学習の実施状況は、『平成20年度佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』によれば、「予習を毎週どの程度しましたか。」及び「復習を毎週どの程度しましたか。」の回答結果は表13、14のようになっており、必ずしも自己学習が行われているとは言いがたい状況が続いている。今後、環境整備とともに自己学習の啓発を促す必要がある。なお、大学院生に関しては、2号館の改修後に自習室が整備される予定であり（平成21年末）、改善が見込まれる。

表13 「予習を毎週どの程度しましたか」の回答 %

	0時間	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間以上	回答なし
19年度前期	65.1	25.7	4.9	1.5	2.3	0.5
19年度後期	65.1	23.9	5.4	1.4	3.2	1.0
20年度前期	67.7	23.3	4.5	1.2	2.5	0.8
20年度後期	67.3	21.9	5.4	1.8	3.2	0.4

表14 「復習を毎週どの程度しましたか」の回答 %

	0時間	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間以上	回答なし
19年度前期	60.9	30.6	4.5	1.2	2.1	0.7
19年度後期	61.4	29.5	4.2	1.0	2.6	1.2
20年度前期	61.7	30.0	4.2	1.1	2.0	1.0
20年度後期	61.7	30.0	4.2	1.2	2.5	0.5

（分析結果とその根拠理由）

『平成20年度佐賀大学学生対象アンケート報告書』によれば、学部等に設置されているパソコン台数については12%の学生が、研究室の台数では14%の学生がほぼ満足している。5号館のパソコン室の整備が行われ、利用環境が向上している。自習スペースに関してはわずかに7%の学生が「満足している」に過ぎない実態が明らかとなっているが、建物の改修が進行中であり、向上が期待できる。

（根拠資料）

『平成20年度佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、
『平成20年度佐賀大学学生対象アンケート報告書』

観点1-17-2: 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

サークル活動やボランティア活動参加による授業欠席を公欠扱いにし、レポート提出にするなど不利益にならぬよう配慮している。自治会主催の学園祭、開学祭では、教室や機材を提供している。また、教員がサークルの顧問となり指導助言を行っている。

（分析結果とその根拠理由）

平成17年度の『学生生活実態調査』によると、約60のサークル団体があり、学生の70%がサークル活動を経験し、30.8%はボランティア活動を経験している。これは平成16年度調査の16.7%から大きく数をのばしている。それにより学生の課外活動環境は良好であるといえる。教員の一部はサークル活動の顧問をしており、教員の支援状況は学生生活課の課外活動団体更新届けで確認できる。

（根拠資料）

『学生生活実態調査』（平成 19 年度）、『課外活動団体更新届け』（学生生活課）

基準 1-18 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

観点 1-18-1: 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

学生生活課において、学生のあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞き、その内要に応じ、適切な解決法や相談員（学内外の関係者）を紹介する「学生何でも相談窓口」を設けている。また、学生センターでは学生カウンセラー窓口を開設して心身の相談に応じている。保健管理センターでは、身体・精神面の健康上の問題について個人的相談に応じ、健康診断や応急処置を行っている。又、学生の安全衛生の情報をまとめた「知っていますか？」を配布し、学生生活の安全と健康を呼び掛けている。

学部には、『国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止規程』及び『国立大学法人佐賀大学ハラスメント相談窓口設置要項』に基づき、2 人のハラスメント相談員を設け、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、アカデミックハラスメントの相談を受け付けている。又、特別相談員としての学外カウンセラーの相談先も学生に周知している。

（分析結果とその根拠理由）

以上述べたように、文化教育学部では学生からの相談体制が整備されており、機能していると判断される。

（根拠資料）

『知っていますか？』、『国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止規程』、
『国立大学法人佐賀大学ハラスメント相談窓口設置要項』

観点 1-18-2: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への多様な生活支援等が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

文化教育学部の各校舎に車いす用スロープを設け、車いす用トイレへの改修も進みつつある。留学生には、指導教員と学生チューターをそれぞれ 1 名配置して、奨学金等の受給申請や日常生活への助言等、留学生に対する生活支援は適切に行われている。

（分析結果とその根拠理由）

留学生や障害のある学生に対する生活支援は適切に行われているが、その支援体制・情報提供等は、これからも状況に応じて改善・検討が必要であると考えられる。

（根拠資料）

『平成 20 年度（前・後期）外国人留学生チューター名簿』

観点 1-18-3: 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

（観点に係る状況）

平成 8 年度以降平成 19 年度まで 3 回のアンケート調査を実施している（現在は 5 年ごとに実施）。「大切に思えること」、「不安と悩みについて」、「生活形態について」、「経済状況について」など、様々な項目の生活実態調査をおこない、学生のニーズを把握している。

（分析結果とその根拠理由）

学生のニーズを適切に把握することに努めているが、平成 19 年度アンケート調査の回収率は

29.2%であり、回収率を上げることでより正確で細やかな実態を把握する必要がある。

（根拠資料）

『第3回学生生活実態調査報告書』

観点1-18-4:学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

学生は日本学生支援機構や地方公共団体等からの奨学金を受けている。平成16年度から平成20年度までに奨学金を受給した学生数は、表15の通りである。また、授業料免除の申請をした学生及び免除された学生数は、半額免除、全額、免除を合わせると265人にのぼる。

表15 文化教育学部の奨学金等受給と授業料免除 (人)

援助団体等	年度	H16	H17	H18	H19	H20
日本学生支援機構		447	433	532	554	657
地方公共団体等*		47	59	7	10	7
奨学金受給率		43%	43%	47%	50%	58%
授業料免除申請・前期		149	151	142	140	148
免除者数		142	142	126	120	130
授業料免除申請・後期		144	154	152	133	148
免除者数		138	142	136	116	135

*佐賀県の留学生奨学金支援制度が平成18年度から財政難のため廃止された。

外国人留学生にも私費留学生学習奨励金や大学留学生奨学金、佐賀市留学生学習奨学金など様々な奨学金給付又は貸与が受けられる制度が設けられている。

（分析結果とその根拠理由）

学部独自の経済的援助は行っていないが、各種奨学金制度の通知は学部内の掲示板に掲示し、学生に広く周知している。奨学金貸与や授業料免除に関しては、不適格、不許可の選考も含め適切な選考がおこなわれている。

（根拠資料）

『平成16～20年度授業料免除資料（学生生活課）』、『平成16～20年度大学概要奨学生数調』

〔教育の質の向上及び改善のためのシステム〕

基準1-19 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

観点1-19-1:教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

（観点に係る状況）

文化教育学部における教育活動に関する基礎的なデータは、平成16年度（は試行）から始まった個人評価の中の「教育の領域」として、学部教育・教養教育の担当科目、シラバスの記載状況、成績評価方法や基準作成の実施、授業内容及び方法の改善の実績、研究指導等の実績、学生支援の実績や教育関係の研修等の参加実績などの項目として収集されている。なお平成18年度後学期から全ての授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」が実施されている。授業評価アンケートの結果は各教員に戻され、各教員はそれに基づいて授業点検・評価報告書へ記入している。この授業点検・評価報告書はWeb上で公開されており、学生や他の教員も閲覧することが可能となっていて、個々の教員の教育活動の一端を知ることができる。

定期試験の答案や解答例等の保存と開示が原則として行われ、オンラインシラバス上にその方法を記載することが徹底されている。

教育活動に関するデータや資料は各教員が責任を持って管理しており、学部内の特定組織が収集・蓄積という体制を取っていないが、評価委員会では集中管理することも検討されている。

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部の教育の状況に関する情報は、個人評価によって収集・分析されている。また授業評価アンケートによる分析及びそれに基づいた授業点検・評価報告書が蓄積されている。定期試験及び解答例の開示に関しては教員ごとにオンラインシラバス上に記載するようになっている。

（根拠資料）

『平成 20 年度個人評価の集計・分析』、『平成 20 年度履修の手引』、
『平成 20 年度佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

観点1-19-2: 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

（観点到に係る状況）

全学的に大学教育委員会が学生による授業評価を実施しており、その結果を各教員にフィードバックし、教員はそれに基づき講義の方法の改善を行っている。それらは、佐賀大学文化教育学部・佐賀大学大学院教育学研究科に対しては『「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告書』として公表され、また学生に対しては Live Campus 上に『個別授業点検・評価報告書』を掲示し、閲覧可能な状況を作り上げている。

さらに TA への学習支援に関しては、『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科平成 20 年度ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書』という形にまとめられている。

なお、「学生による授業評価アンケート」のすべての結果を、学部 FD 委員会委員長の責任の下で集計し、FD 委員会が組織別（学部：学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程の 4 つ、教育学研究科：学校教育専攻と教科教育専攻の 2 つ）に分析をおこなっている。当該結果は大学教育委員会に提出されている。

このような取り組みの結果と思われる改善した事例が多数報告されている。また授業を公開し、それを外部の有識者に評価してもらうことによって授業改善を進めよう、という FD 講演会も実施されている。学生とのコミュニケーション方法や、マイクの利用、進行スピードの調整、板書の方法、配付資料の充実、ディスプレイの導入、視聴覚機器の導入、理解度チェックの導入などの重要性が改めて認識された。

（分析結果とその根拠理由）

学生からの意見聴取は授業評価アンケート及び学生対象アンケート、卒業生対象アンケートによって行われており、教育の改善に役立っている。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・佐賀大学大学院教育学研究科平成 20 年度「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告書』、『個別授業点検・評価報告書』、『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科平成 20 年度ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書』、『平成 20 年度佐賀大学学生対象アンケート報告書』、『平成 20 年度佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

観点1-19-3: 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

（観点到に係る状況）

今後のカリキュラムの在り方を検討するにあたり、県下の小中高校の学校長あるいは卒業生を対象とし、アンケート調査を実施した。具体的には佐賀県内 358 校の公立小・中・高等学校を対象に、平成 19 年度までの 5 年間に採用され、勤務経験を有する本学部卒業及び教育学研究科修了の教員（非常勤講師を含む）に対する学校の評価を問うアンケート調査を実施した。本学部の卒業生について高く評価されるものに、責任感や協調性をあげる学校が多く見られた。逆に卒業

生に不足しているものとしてあげられたのは、創造性や積極性であり、今後これらの結果を踏まえて、学部での教員養成を行うよう計画している。

また平成 18 年 2 月に一部の企業に対してアンケート調査を実施した。回答数が 45 社と少ないことから、この結果だけで教育の効果が上がっているかについて判断するのは難しいが、本学部卒業生の職場への適応力が大きく評価されている。

（分析結果とその根拠理由）

企業アンケートや佐賀県内学校対象アンケートなどを通して、学外者の意見を取り入れる仕組みが構築されており、これを教育に活かすよう取り組みを始めている。

（根拠資料）

『文化教育学部企業アンケート（平成 18 年 2 月実施）』、
『佐賀県内学校対象アンケート（平成 19 年 8 月実施）』

観点 1-19-4: 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

（観点に係る状況）

平成 14 年度より将来計画 WG 等を立ち上げ、今後の文化教育学部の在り方について検討してきた。現在、文化教育学部では、将来計画検討委員会の答申（平成 16 年 3 月）を受け、教員養成系学部・大学院改組 WG 及び教員養成 GPWG において教員養成カリキュラム改革や教育実習の高度化の試行を実施している。また、人文社会系学部・大学院改組 WG 及びカリキュラム改善検討委員会を設置し、国際文化課程、人間環境課程、及び美術・工芸課程のカリキュラムの検討をしている。

平成 16 年度より行っている『個人評価の集計及び分析』により、教員の活動目標を明確にし、その自己点検・評価の後、評価結果が学部長より各教員に示され、教育の改善に役立っている。

（分析結果とその根拠理由）

各委員会や WG において教育の質の向上・改善について検討を重ねてきているが、今後の課題として、その成果をいかに教育課程に反映させるかあるいは教員組織の構成へ反映させていくかを、継続的に見直し、再編成していくシステムを構築する必要がある。

（根拠資料）

『学部将来計画検討委員会答申（平成 16 年 3 月）』
『学部・大学院改組ワーキング・グループ議事録（平成 18・19 年度）』
「平成 20 年度年度計画進捗状況管理表」（文化教育学部委員長会議資料）

観点 1-19-5: 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

（観点に係る状況）

実施率の高いものから見ていくと、「HP を通じた全ての担当科目のシラバス公開」が 93.9%（19 年度は 86.1%）、「HP を通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等の作成」が 89.6%（19 年度は 87%）、「授業評価を参考に授業内容・方法の改善」が 20 年度は 87%（19 年度は 87.8%）、「授業のための教材等の作成」が 81%（19 年度は 80%）である。19 年度と比較して、「HP を通じた全ての担当科目のシラバス公開」については大幅に改善しており、「HP を通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等の作成」も改善している。また「授業評価を参考に授業内容・方法の改善」が 87% と高い実施率を維持している。このことから、教育改善の努力は昨年度と比較して格段に有効に行われつつあるといえ、各教員の意識の改善が進んでいるといえる。但し「授業評価を参考に授業内容・方法の改善」、「HP を通じた全ての担当科目の成績評価の方法・基準等

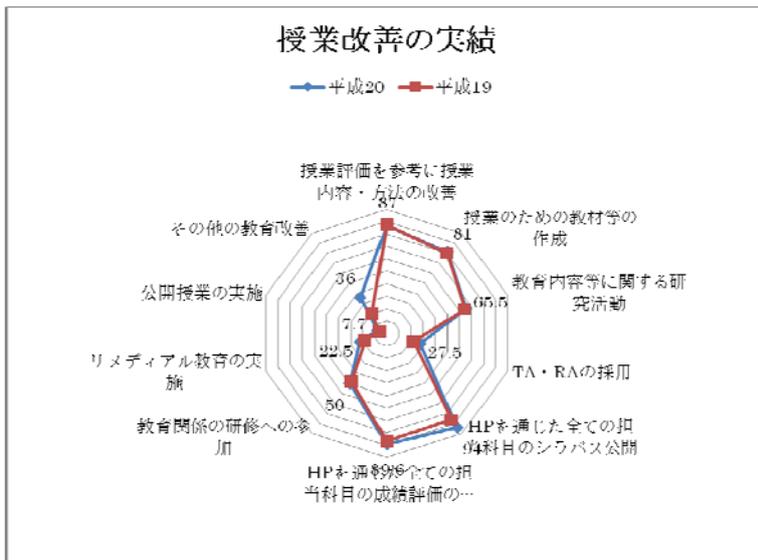
の作成」、「HPを通じた全ての担当科目のシラバス公開」の項目については昨年度に比較して改善しているとは言うものの100%の実施が要求される項目であり、完全実施が未だに達成できていないのは問題であり、来年度において100%の達成に向けての一層の努力が必要である。

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部の教員は、授業評価アンケートの結果に基づいて、上述のように授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

（根拠資料）

『平成20年度教員報告様式データベース』、『平成20年度個人評価の集計・分析』

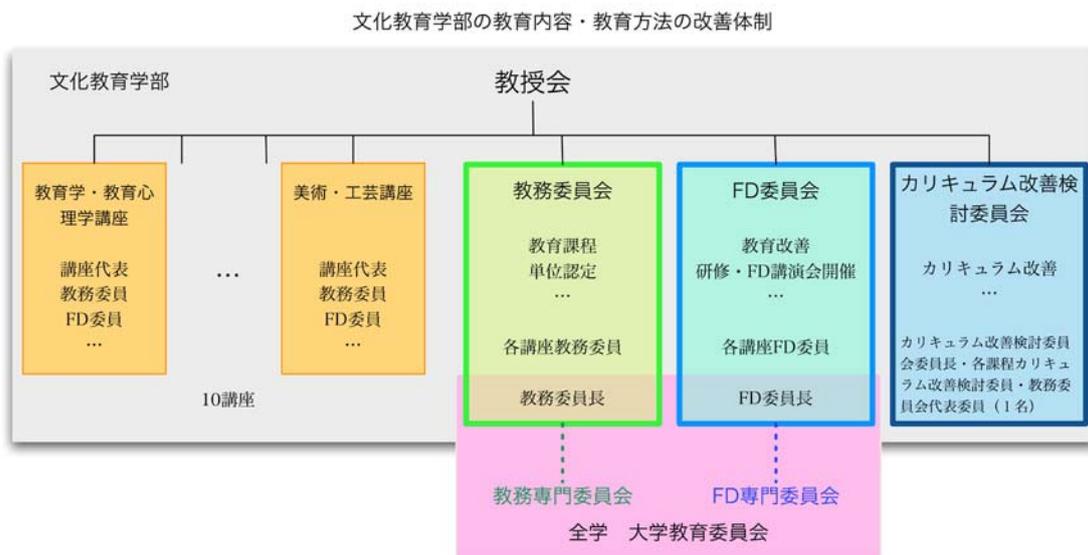


基準1-20 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点1-20-1:ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

（観点に係る状況）

本学部では下図に示すような組織によってFD活動が進められている。



学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が、授業評価を実施しており、その結果は各教員にフィードバックされている。また、平成16年度より行っている『個人評価集計・分析』により、教員の活動目標を明確にし、その自己点検・評価の後、学部長が評価結果を各教員に通知し、教育の改善に役立てられている。

（分析結果とその根拠理由）

文化教育学部では前述のように組織的なFD活動を実施しており、その結果はFD活動報告書としてまとめられている。

（根拠資料）

『平成 20 年度文化教育学部 FD 活動報告書』、『平成 20 年度個人評価集計・分析』

観点1-20-2:ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

（観点に係る状況）

FD 委員会において、FD 事業に関する実施計画等を策定し、新任教員研修会や FD 講演会・講習会を実施している。その成果については、FD 活動報告にまとめている。また、文化教育学部 FD 委員会では「学生による授業評価アンケート」結果に基づいて、学生から高い評価を得ている授業科目の選考基準を策定し、今後の教育改善に資する準備（公開授業の実施）を進めている。

（分析結果とその根拠理由）

本学部において、FD が組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断される。

（根拠資料）

『平成 20 年度文化教育学部 FD 活動報告書』、『平成 20 年度個人評価集計・分析』

観点1-20-3:教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

（観点に係る状況）

文化教育学部では、教育活動の質の向上を図るため、平成 20 年度前期には 17 科目（延べ 22 名の TA）、後期には 20 科目（延べ 26 名の TA）においてTAを採用している。演習、実験、実習科目においての TA の活用が盛んであり、教育補助者に対する期待がますます大きくなっている。

（分析結果とその根拠理由）

本学部ではTA実施報告書の提出を義務づけており、各担当教員が実施に必要な説明等を行っている。これから組織的な取り組みとして、学部FD委員会を中心にTAの共同研修会等を検討する必要がある。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 平成 20 年度前学期 TA 実施報告書』

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 平成 20 年度後学期 TA 実施報告書』

（2）基準1（教育の領域）の優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- 1 アドミッション・ポリシーによる一般入学試験が実施されるとともに、適切な学生の受入れが実施されている。
- 2 教育課程については、専門性を重視した授業科目を開設している。一方で、中学校・高等学校教員免許教諭等の取得に結びつくようなカリキュラムの編成を行っている。また、卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果を挙げている。
- 3 教員養成カリキュラム改善の一つとして、教育実習の見直しに取り組み、平成16年度から高度教育実習の一部試行を実施、平成17年度から試行の拡大を図ってきた。また大学院教育実習の試行が行われている。さらに佐賀県教育委員会との連携・協力協定（平成17年1月締結）に基づく複数の共同事業を推進するとともに、佐賀市教育委員会とも密接に連携して佐賀市立小学校において教育実習を実施し、地域との連携による教員養成を実現しつつある。
- 4 発達障害や心身症への支援に強い教員の養成（平成19年度専門職大学院等GP）に、医学部附属病院と共同して取り組んでいる。
- 5 新任教員の研修会、FD講演会、公開授業等の実施等のFD委員会の積極的な活動が、教職員のFDに関する意識を高揚させ、このようなFD委員会の活動が教育の質の向上や授業の改善に結びついている。
- 6 自主学習を促すための課題のオンラインシラバスへの記載を徹底するよう周知している。また試験問題等のうち開示する資料等の入力率を上げる取り組みを各講座で行っている。
- 7 施設・設備等の学生の学修環境については、適宜整備が進められている。障害者への対応も整備を進めている

（改善を要する点）

- 1 編入生の受入れ等に関する基本方針が未だ示されていない。
- 2 カリキュラム改善検討委員会の報告によると、開設科目が多岐にわたることが専門性を曖昧にしている。今後、開設科目に数的偏りがある等の問題点は改善を要する。
- 3 卒業生に対する満足度評価と企業に対するアンケート調査について、今後は本格的に取り組む必要がある。

（3）基準1（教育の領域）の自己評価の概要

① 教育目標・成果に関する事項（基準1-1）

本学部の教育目的及び教育目標は、『学生便覧』、『文化教育学部案内』、『履修の手引』に明確に記されている。さらに、各課程においても学部の教育目的・目標に沿って、学生が身につける学力、資質、能力や養成しようとする人材像の方針を明確に打ち出している。その教育目標の達成状況については、学生の単位修得状況、卒業の状況、資格取得状況及び卒業後の進路等を十分把握し、検証・評価に努めている。

学生の単位修得状況は、教員免許や各種資格の取得のため履修はかなりの過密状態である。全般的に、教育目標との関係では、教員免許やその他の資格取得率が高く、相応と判断されるが、大学教育の質の向上のために、授業の予習・復習の時間が十分に取れるよう、学生を指導する必要がある。教育学研究科においても、専攻分野にお

ける高い研究能力の形成が図られ、ほぼ全員の院生が2年間で必要単位を修得し、修士論文を提出して修了している。また、教員免許（いずれも専修免許）の取得率も高い。学生の授業評価報告書によると、大学が編成した教育課程を通じて大学の意図する教育の効果があつたと学生が判断している。

さらに、就職率、就職先、進学率、進学先については、毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。本学部及び教育学研究科の就職状況表によると、就職率は、平成18年度は88.8%、平成19年度は91.7%である。就職先については各課程の特徴が現れている。それぞれの課程における教育の効果が上がっているものと判断できる。本教育学研究科修了生の就職先としては学校が圧倒的に多く、一般企業についても情報通信や製造など専門性の高い企業に就職しており、教育効果が上がっていると判断できる。

卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組としては、これまでも卒業生やその就職先へのアンケート調査等の組みを実施してはいるが、十分とはいえない。平成18年度実施のアンケート結果の報告により、さらに分析・検討を行う必要がある。

②教育内容・教育活動に関する事項（基準1-2～基準1-8）

本学部では、文化と教育の融合を図るという学部の理念の下に、学部学生全員にとって必修あるいは選択必修である「専門基礎科目」を開設するとともに、「課程共通科目」の設定により、専門教育における各選修間の連携を図っている。

学校教育課程では、小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件としているが、中学校・高等学校や養護学校、幼稚園の免許状の取得が可能なカリキュラム編成を行っている。また、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程においては、それぞれの課程の特性により、専門性を重視した授業科目が開設されているが、若干の必要科目の付加履修によって、中学校・高等学校の各教科の教員免許が取得できるようカリキュラムの編成を行っている。

その教育課程の展開に当たっては、授業形態や学習指導方法について各課程の特性に応じた構成をとっている。例えば、言語運用能力の養成を目的とした少人数クラスでの授業、専門性を重視した小グループに編成による対話型授業、フィールド型授業、情報処理能力の養成を目的とした情報メディア利用の授業、芸術院会員や人間国宝といったハイレベルの芸術家による授業等を開設している。また、それぞれの授業の教育効果を高めるために、必要に応じて演習、実験、実習科目にTAを活用している。さらに、ボランティア活動やインターンシップ科目を設け、学生の実践的学習の機会を提供するなど、学生や地域社会のニーズに対応している。また、国内外の大学との単位互換も積極的に進めている。

成績評価方法については、基本的に筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況などから多面的かつ総合的に判断することとしている。成績評価に対する学生の異議申立ての制度を作ったが、現在のところ異議申し立ては1件もない。

学生がより効果的な学修を行うために、平成16年度からシラバスをホームページ上で公開しているが、パソコン操作に熟知していない新入生への配慮としてシラバス（冊子）を1年次生に配布している。ガイダンス等において履修のモデルケースを提示し、学生が早期の段階で学習目標を明確にできるよう配慮している。

③入学・卒業等に関する事項（基準1-9～基準1-15）

本学部では、求める学生像や入学選抜の基本方針等（アドミッション・ポリシー）を明確に定めており、『学生募集要項』、『佐賀大学案内』及び『佐賀大学ホームページ』の入試情報に記載している。これを学外における周知を図るために様々な取組み

を行っており、工夫を凝らしたパンフレット（学部案内）を作成し、大学説明会やジョイントセミナーで配布している。また、高校とのジョイントセミナーも活発に実施されており、各課程・各選修から、担当の教員が出向いて説明を行っている。平成18年度は、佐賀、福岡、長崎、熊本の21校で教員39名の実施、平成19年度は、佐賀、福岡、長崎、熊本の29校で教員48名の実施であった。

以上のように一般入学試験に関してはアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されており、留学生に関しても受入れ等に関する基本方針が示され、これに応じた適切な対応が講じられている。しかしながら、編入学生に関しては基本方針が示されていない点は改善を要するであろう。

入学者選抜に関する実施体制に関しては、適切かつ公正に実施されている。アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組みも行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。入学定員と入学数との関係も過去5年間適切に推移している。

「文化教育学部卒業認定者数」によれば、在籍者数に対して卒業認定が得られなかった学生の割合（留年率）は、平成17年度15.05%、18年度12.17%、19年度16.99%である。また、退学者は、17年度9名、18年度4名、19年度4名、休学者は、17年度32名、18年度25名、19年度33名である。学生の異動についてはいずれの場合においても、担当講座で学生への指導及び支援を行った上で、やむを得ない場合には教授会で承認するというシステムをとっている。

また、入学時より学年指導教員（チューター）が主導して、新入生オリエンテーション、大学入門科目の開設、及び新入生合宿研修の実施を通じて、大学における授業科目選択等の周知が図られ、2年次には選修の振り分けや専門科目の選択が行われる際、ガイダンス、オリエンテーションを実施している。大学入門科目の中で、キャリア教育も実施している。また、平成13年度よりオフィスアワーを設置し、進路についての質問や相談も受け付けている。

就職率、就職先、進学率、進学先については、毎年就職課が作成している『就職統計』に表され、適切に把握している。文化教育学部の就職率は、平成17年度90.4%、18年度88.8%、19年度91.7%と比較的良好である。

④学生支援に関する事項（基準1-16～基準1-18）

学習支援については、入学時の指導に加えて進級時にそれぞれの選修において指導を行っている。また、休学や退学などの学生異動については、教授会全体で把握している。オフィスアワーの設置により学習・生活の両面でより良い助言体制は図られたが、今後さらにその意義の周知を図り、さらに効果的な方策を検討する必要がある。

特別な支援を行うことが必要と考えられるもの（例えば留学生や障害のある学生など）の支援として、外国人留学生に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ1名配置し学習及び生活支援を行っている。学生チューターは、平成19年前期は15名、後期は33名を、平成20年度前期で27名、後期は35名を配置した。また障害のある学生に対してノートテイクを配置する等の支援体制を行っている。経済的な支援という点では、奨学金（給付、貸与）、授業料免除の申請を積極的に進めている。

学生の学習環境については、施設・設備（部屋数、パソコン等）の整備状況は十二分とはいえないが適宜整備されており、概ね効果的に利用されているものと考えられる。

⑤教育の向上及び改善のためのシステムに関する事項（基準1-19～基準1-20）

学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が、授業評価を実施しており、その結果を各教員にフィードバックし、「授業評価報告書」として公刊している。

それに基づいて、教員は、自分自身の講義方法の改善を進めている。学生による授業評価については、平成 18 年度より全科目で実施している。

また、本学部 FD 委員会では、FD 事業に関する実施計画等を策定し、新任教員の研修会や FD 講演会を実施して学部教員の FD に関する認識の高揚を図っている。その成果については、FD 活動報告書にまとめている。

自主学習を促すための課題や試験問題等のうち開示する資料等のオンラインシラバスへの記載を徹底して成績判定の公平性に努めている。

平成 18 年度の佐賀大学卒業生に対する「企業アンケート」の評価では、佐賀大学生は、行動力・実行力、熱意・意欲、論理的思考力、創造性、専門知識・研究内容、協調性、プレゼン能力について、ほぼ「満足」のゆくものであった。また、基礎知識・能力、実務能力、外国語能力、職場環境への適応、会社への貢献、今後の採用予定についても、ほぼ「満足」という評価であった。大学への意見・要望などを充分検討して、今後のカリキュラムの改善と教育方法の改善につなげていく必要がある。

基準2 - 学術・研究の領域 -

(1) 観点ごとの分析

基準2-1 大学・学部の目的に照らして、学術・研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-1: 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、及び美術・工芸課程の4課程からなり、4領域が相互に啓発しあいながら、「文化と教育の融合」に向けて研究を展開している。

また、附属教育実践総合センター（附属教育実践研究指導センターが平成14年度に改組）を有し、教員の教育指導能力の開発、授業分析法の開発、及び、地域情報の収集と広域共同研究の推進等を行っている。

研究の推進のために、評価委員会、プロジェクト型共同研究推進委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたり、研究者の流動性について配慮している。

さらに、研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、プロジェクト型共同研究推進委員会での学部長裁量経費を使用するプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

平成16年度から個人評価が始まり、学術・研究領域の活動についても自己点検・評価することとなった。大学ホームページ上では、大学データベースとして教員の紹介・研究成果の公表が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の目的・目標である、教員養成と学際的研究の融合という観点から見ると、附属教育実践総合センターを中心に行われている、教員の教育力向上の取り組みに対する体制は整備されている。また、プロジェクト型共同研究推進委員会を設け、さまざまな領域の研究者が、一つの研究を多角的に行うよう促進しており、おおむね目的・目標にふさわしい体制が整えられ、機能している。研究体制を支える各種委員会も十分に機能し、研究の推進・支援体制が適切に整備されている。

(根拠資料)

- 『2004年度活動報告書』、『平成18、19年度個人評価の集計及び分析』、
- 『佐賀大学文化教育学部評価委員会規程』、
- 『佐賀大学文化教育学部研究論文集』、『佐賀大学教育実践研究』、
- 『佐賀大学教育実践研究編集規程』、
- 『文化教育学部予算配分基準』、
- 『佐賀大学文化教育学部附属実践総合センター規程』、
- 『佐賀大学文化教育学部・附属学校園共同研究実績報告書（中期計画171～178）』
- 『平成20年度 個人評価の集計及び分析』（作成中）、
- 『平成20年度 プロジェクト型共同研究一覧表』

観点2-1-2: 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

(観点到に係る状況)

研究費については、平成15年度から、予算配分基準を見直し、全教員に均等配分した基礎配分額に加えて、実験実習担当教員への実験実習費、及び教育研究計画に基づく申請者への教育研究費として配分することとなった。教育研究費については、提出された計画書を審査し、配分額を決定している。

学長裁量経費の一部が学部に戻され、学部長裁量経費として利用できるようになり、平成16年度から、プロジェクト型共同研究の推進のため、プロジェクト型共同研究推進委員会が設置され

た。委員会は、提案された研究計画を審査・採択している。平成 16 年度 2 件（総計 150 万円）、平成 17 年度 2 件（90 万円）であった。

平成 18 年度からは、それまで個別事業として扱っていた研究事業も、プロジェクト型共同研究推進委員会が取り扱うことになり、平成 18 年度は 8 件（570 万円）、平成 19 年度は 6 件（500 万円）、平成 20 年度は 5 件（500 万円）を採択した。

（分析結果とその根拠理由）

学内予算の配分による研究推進の施策は、基礎配分と実績に基づく配分法を採用し、活発に研究活動を行う研究者に研究費が行き渡るよう工夫する一方、研究成果が現れにくい領域の研究者にも研究費が配分されるよう工夫しており、機能していると考えられる。

しかしながら、学内予算の減額に伴い、外部資金を獲得しなければならないが、これを推進するための対策が不十分である。

（根拠資料）

- 『プロジェクト型共同研究公募』、
- 『文化教育学部予算配分基準』、
- 『平成 20 年度 文化教育学部教育研究費申請要領』
- 『平成 20 年度 学長経費（中期計画実行経費）決算報告』、
- 『平成 20 年度 プロジェクト型共同研究一覧表』、
- 『平成 20 年度 文化教育学部予算』

観点 2-1-3: 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

（観点到に係る状況）

平成 16 年度から個人評価が始まり、学術・研究領域の活動についても自己点検・評価することとなった。各教員は、毎年度 6 月末までに、個人達成目標を申告し、次年度 4 月末までに、活動実績報告書ならびに自己点検・評価書を提出する。これを個人評価実施委員会が、本学及び本学部の目標達成に向けた観点から審査し、評価する。個人評価の結果は、集計・分析され、学長に報告するとともに、大学ホームページ上に公表する。

（分析結果とその根拠理由）

各教員の研究活動を集約し、公表、検証するシステムは、平成 17 年度から機能しはじめ、個人評価としては、おおむね適切なものとなっているが、各教員の研究内容まで検証し、個人研究者の質にまで言及して問題点を改善するシステムを構築するまでには至っていない。

（根拠資料）

- 『佐賀大学文化教育学部における教員の個人評価に関する実施基準』、
- 『文化教育学部における個人達成目標及び重み配分の指針』、
- 『平成 20 年度 個人評価の集計及び分析』（作成中）

観点 2-1-4: 研究活動の目的及び目標、諸取り組み状況が周知され、公表されているか。

（観点到に係る状況）

文化教育学部は、さまざまな分野の研究者によって構成されている。それゆえ研究活動の目的及び目標も多岐にわたる。各研究者が、年度当初にその年度の研究計画を立て、年度終了後に達成度、あるいは結果を学部長に報告することになっている。その結果は、評価委員会が取りまとめて公表している。このことにより外部に公表されるとともに、学部内の研究者がどのような研究に従事しているかをお互いを知ることができ、共同研究等の資料となる。

（分析結果とその根拠理由）

平成 17 年度から、この制度が導入され、ごく少数の構成員を除き実行されている。年度計画・

事後報告が提出されなかったり、遅れたりした教員は、定年退職者やその年度中の退職予定者、病欠者など特別の事情のある者であった。

（根拠資料）

『2004 年度活動実績報告書』、『平成 18 年度外部評価報告書』、『個人目標申告書（別紙様式 1）』、『活動実績報告書（別紙様式 2）』、『自己点検・評価書（別紙様式 3）』、『個人評価結果（別紙様式 4）』

基準 2-2 大学・学部の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

観点 2-2-1：研究活動の実施状況（例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。）から見て、研究活動が活発に行われているか。

（観点到る状況）

学部と研究科の研究範囲は広く、教員養成系と総合学術系を網羅した研究が行われている。研究成果は、著書、翻訳、学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演等、特許、美術工芸展・書道展・陶芸展出品や大学広報誌のデザイン制作、演奏会出演や CD 制作など、種々な形で積極的に公表され続けている。

また、国内外の大学、研究機関との共同研究については、種々多彩に行われている。

国内的には、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、総合地球環境学研究所、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、国立歴史民俗博物館などとの共同研究がある。他にも、国立教育政策研究所との「教員業務軽減・効率化に関する調査研究」、「日独語二言語辞書記述の問題点に関する共同研究」などが行われた。

国際的には、韓国明知大学校との「外国人労働者の国際比較研究」、パンジャブ大学（インド）・ダルムシュタット工科大学（ドイツ）・ハノーバー大学（ドイツ）などとの共同研究などが行われた。

地域との連携状況について、教員が地方公共団体委員会委員や審議会委員を務めて協力事業を通じての活発な貢献が行われている。

科研費、受託研究、共同研究、奨学寄附金などの外部資金の受入れ件数は、平成 18 年度 63 件（応募件数 103 件）、平成 19 年度 45 件（86 件）、平成 20 年度 51 件（103 件）であった。特に、科研費の採択件数（応募件数）は、平成 18 年度 15（39）件、平成 19 年度 14（39）件、平成 20 年度 17（45）件であった。平成 18～20 年度における、全教員に対する科研費の割合は、採択率 12～15%（応募率 33～38%）で推移し、増加しているとは言い難い。今後、外部資金の応募と採択を増やすことが求められる。

学内プロジェクト型共同研究についても、継続的に行われている。平成 18、19 年度には、インターカルチュラル研究、学部叢書の公刊、佐賀県教育界との連携・協力による研究、学部・附属連携・交流教育の研究などが実施され、研究が定着しつつある。平成 20 年度にも、研究叢書が刊行され、新規プロジェクトとして、「表現と環境」、「SAGA ウーマンズヘルスプロジェクト」が実施された。

国際講演等については、平成 18、19 年度に「ベトナムにおける日本語教育と卒業生の進路—Vietnam National University のケース—セミナー」が、平成 20 年度に「アジア・コミュニティの多様性と展望に関する講演」（雲南民族大学／雲南師範大学）などが行われた。

（分析結果とその根拠理由）

前述のように、学部教員の研究活動は、非常に活発だと考えられる。発表様式は異なるが、研究者の属する領域の発表様式で活発に行われている。そのような研究成果をもとに、審議会委員などで意見を述べ、地域貢献も盛んである。

（根拠資料）

『平成 18、19 年度 個人評価の集計及び分析』、『平成 20 年度 個人評価の集計及び分析』（作成中）、『平成 20 年度 プロジェクト型共同研究一覧表』、『佐賀大学ホームページ』

観点2-2-2: 研究活動の成果の質を示す実績(例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。)から見て、研究の質が確保されているか。

(観点に係る状況)

平成18～20年度の受賞状況としては、「人間—生活環境系学会の学会奨励賞」や、「平成16年～18年の百日会と昭和会の受賞」、「日本新工芸展帖佐美行記念賞」などがみられる。このように、論文、実技、美術工芸の公表を通じて幅広く活躍している。また、特許の申請や取得、地方公共団体や企業財団等への寄与も、高く評価されている。

特許については、「廃棄濃縮塩より効率よく有用塩を作り出す方法」が申請された。外部資金による研究には、「既存住宅における温暖化対策としての昔ながらの暮らし方の見直し（住宅総合研究財団）」、「酸素発生の触媒と酸素検知法についての研究（日産科学振興財団）」、「非接触給電装置の研究開発（村田機械との共同研究）」、「ひと・もの作り唐津プロジェクト（文部科学省科学技術振興調整費採択事業）」などがある。

(分析結果とその根拠理由)

上記のように、外部団体より表彰されるような研究が行われており、研究の質は保証されていると思われる。ただ、競争的外部資金の獲得にむけて多くの教員がさらに努力する必要がある。

(根拠資料)

『平成18年度 外部評価報告書』
『平成20年度 個人評価の集計及び分析』

観点2-2-3: 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

(観点に係る状況)

研究成果の社会・経済・文化的貢献についても、積極的に行われている。文化的貢献としては、佐賀銀行文化財団新人賞受賞、小・中学生書道コンクールの審査などがある。また、佐賀県内の市町村史などの編纂、各種審議会や委員会の委員としての活動によって社会的にも貢献している。鳥栖市誌編集執筆委員、佐賀県社会福祉審議会や男女共同参画審議会などの委員、「新たな教職員評価審議会」の委員長、佐賀県社会教育委員連絡協議会の会長などとして、重要な役割を果たしている。そのほかにも、「母子家庭の母のワーク・ライフ・バランス実現事業への参与・協力」、「文部科学省による学習指導要領の改善などに関する調査研究協力」、「NPO 法人全国教室ディベート連盟事業への協力」などによって、各種団体に貢献している。

(分析結果とその根拠理由)

上記に記したような活動実績が見られ、研究成果は、社会・経済・文化の発展に寄与していると考えられる。特に、文化、社会の発展における貢献が大きい。これは、本学部教員の研究領域と重なる。

(根拠資料)

『平成20年度 個人評価の集計及び分析』

（2）基準2（研究の領域）の優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- 1 教員養成、学際的研究といった目的に添った研究を推進するための委員会を設置し、規程等も設けており、体制は整えられている。また、研究成果を公表するための組織、規程等も整えられており、研究体制は構築されている。
- 2 研究費が実績に応じて配分されるシステムを構築し、プロジェクト型共同研究の推進制度などが整備されているなど、研究活動を促進する体制が整えられている。
- 3 平成17年以降、評価委員会を中心に研究の集約、公表のあり方を検討しながら問題点を改善する取り組みを続けている。この点で各教員の研究活動を集約し、公表するシステムが構築されているといえる。
- 4 著書・論文刊行から演奏活動に至るまで、各教員がそれぞれの研究領域の公表様式で研究成果を公表している。また、国内外の研究機関との連携も盛んに行われている。
- 5 展覧会での受賞や特許の申請、学外団体との共同研究・開発など、多領域にわたり、外部評価の高い研究活動を行っている。
- 6 審議会委員などで、研究で得られた知見をもとに、専門性を生かした意見を述べるなど、社会的貢献が大きい。

（改善を要する点）

- 1 大学のホームページを利用して、個人の活動状況を公表することが求められる。
- 2 外部資金獲得の努力が足りない。学内予算が減額の方角にあるので、改善が必要である。
- 3 研究活動の集約はできたが、研究の質に言及し、質の向上に向けた取り組みには至っていない。
- 4 ほとんどの教員は、それぞれの領域で研究活動を行っているが、若干の教員は研究活動が少ない。
- 5 各種賞を受賞するほどの研究者もいるが、まだ研究の質についての検証がなされていない。競争的研究資金の得られにくい研究領域もあるので、どのように検証するかを早急に考えなければならない。
- 6 必ずしも全教員が直接、社会・経済・文化の領域に寄与できる研究をしているわけではないので、学部として寄与の程度のおおよその目安を考えておく必要がある。

（3）基準2（研究の領域）の自己評価の概要

本学部は、研究の推進のために、評価委員会、プロジェクト型共同研究推進委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたっており、研究者の流動性について配慮している。

研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、プロジェクト型共同研究推進委員会での学部長裁量経費を使用するプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

研究費については、平成15年度から、予算配分基準を見直し、全教員に基礎配分校費を配分したのち、実験実習担当教員への実験実習費及び教育研究計画に基づく申請者への教育研究費に配分することとなった。教育研究費については、提出された計

画書を審査し、配分額を決定している。

研究活動の質を高めるために、本学部評価委員会は、平成 17 年 6 月に初めて各教員の活動を公表する活動報告書を刊行した。また、平成 16 年度から個人評価が始まり、学術・研究領域の活動として自己点検・評価することとなった。

しかし、各教員の研究活動を集約し、公表・検証するシステムは、おおむね適切なものとなっているが、各教員の研究内容まで検証し、個人研究者の質にまで言及して問題点を改善するシステムを構築するまでには至っていないといえない。

本学部教員の研究活動の実施状況を見ると、著書・学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演、美術工芸展・書道展・陶芸展出品など種々な形で積極的に公表されている。そのような研究成果をもとに、審議会委員などで意見を述べ、地域貢献も盛んである。

また、研究成果の社会・経済・文化的貢献も積極的に行われている。文化的貢献としては、佐賀銀行文化財団新人賞受賞、各種コンクールの審査などがある。また、市誌の執筆・編集委員、「新たな教職員評価審議会」の委員長、佐賀県社会教育委員連絡協議会の会長などとして、社会的にも貢献している。そのほかにも、「母子家庭の母のワーク・ライフ・バランス実現事業への参与・協力」、「文部科学省による学習指導要領の改善などに関する調査研究協力」、「NPO 法人全国教室ディベート連盟事業への協力」などによって、各種団体に貢献している。

基準3 -国際交流・社会貢献の領域-

(1) 観点ごとの分析

基準3-1 国際交流・社会貢献活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点3-1-1:国際交流活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

文化教育学部では国際交流委員会を設置し、国際交流活動を積極的に支援・推進している。さらに日本語版及び外国語版のホームページの充実を図っており、本年度は昨年度より10件増の29件に達した。

平成16年度以降本年度にいたるまで、個人評価の一環として、本学部全教員に国際交流に関する活動報告を求め、実績及び成果データを集積している。

台湾輔仁カトリック大学との学術交流協定（平成13年度）、デュアル・ディグリー・プログラム（DDP）実施に関する覚書（平成16年度）を受け、平成21年度交換学生受け入れが決定。本年度DDPの具体的カリキュラム整備を実施。また、ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学とのツイニング・プログラム協定についても平成21年度の調印に向けた交渉を継続している。さらに、連合大学（台湾苗栗市）との間でも「佐賀大学・台湾連合大学間学術交流協定」案が承認されている。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部においては国際交流委員会を設置し、大学の国際貢献推進室との連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど国際交流は活発に行われるべくその推進体制を整備している。これに基づいて活発な国際交流が行われており、DDPやツイニング・プログラムの実施に向けた具体的な実践、国際交流を支援する基金の整備などがすすめられている。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項』、『佐賀大学地域貢献推進委員会規則』、『平成20年度個人評価の集計及び分析』

観点3-1-2:社会貢献活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

本学の地域貢献の円滑な推進を図るため佐賀大学地域貢献推進委員会規則（平成16年4月1日制定）が制定され、また平成17年度には「地域創生教育プログラム推進委員会」が設置されている。市民開放科目の開設、公開講座・市民講座が開設されているため、社会人のリカレント教育や生涯教育に対応するための社会人受入れ態勢は整備されている。

国立大学法人佐賀大学公開講座規程（平成16年4月1日制定）に基づき公開講座を開設している。地域貢献推進室の基本方針（平成16年制定）に沿って、地域貢献連絡協議会の活性化と自治体等との地域交流協定を促進し、地域のニーズの把握と個別事業の実施方針があり、佐賀地域産学官連携推進協議会、地域貢献連絡協議会等を通して、地域社会との連携・協力を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

学部構成員のそれぞれの専門分野に応じて、多種多様かつ積極的な地域貢献が行われている。公開講座・市民講座は、本学部教員それぞれの研究・研究成果を世に問う場として、好評を博している。佐賀県・佐賀市教育委員会との協定に基づく連携の拡大深化、佐賀大学と有田町、小城市等との相互協力協定により、本学部の教員が地域の政策決定の場や研修会、リーダー養成の場で遺憾なくその力量を発揮していることは、推進体制が機能していることの証左である。また、永年にわたる蓄積を踏まえた文化教育学部・附属学校園共同研究も県内各市町村との連携をさらに広げている。

(根拠資料)

『佐賀大学地域貢献推進委員会規則（平成16年）』、
『国立大学法人佐賀大学公開講座規程（平成16年）』、
『平成20年度公開講座プログラム（平成20年）』、
『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、
『国立大学法人佐賀大学と佐賀県有田町との相互協力協定書（平成17年）』、
『国立大学法人佐賀大学と佐賀県小城市との相互協力協定書（平成17年）』
『文化教育学部・附属学校園共同研究う実践報告（平成20年度）』

観点3-1-3: 国際交流活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

（観点に係る状況）

国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項（平成16年5月18日制定）に基づき、国際貢献推進室が設置され、本学部から2名の委員が選出されている。また、本学部には国際交流委員会が組織されているところから本学部学生の長短期留学及び留学生の教育的環境などの向上に必要な体制は適切に整備されている。

（分析結果とその根拠理由）

国際交流を円滑に行うための要項に基づく各部門の設置により、国際交流に関する施策の検討、方向付け・決定は整備されている。留学生センターによる留学生の受け入れに伴い、特別聴講学生など留学生の教育の充実には本学部教員が、国際課（平成18年度より留学生課と国際貢献事務室が統合）との連携のもと積極的に指導を行っている。

（根拠資料）

『国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項』、『佐賀大学地域貢献推進委員会規則』

観点3-1-4: 社会貢献活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

（観点に係る状況）

本学の地域貢献の円滑な推進を図るため佐賀大学地域貢献推進委員会規則（平成16年4月1日制定）により、佐賀大学地域貢献推進委員会が設置された。地域貢献を推進するために平成17年に締結された佐賀大学と小城市及び有田町との相互協力協定書に基づき地域貢献活動が推進されている。本学部を中心とするユニキッズ・クラブは、平成14年度より地域の小学生から高校生までの活動プログラムを大学が提供するという画期的な事業であり、大学の持つ知的・物的資源を地域にか開放している。佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき「学生ボランティア」の拡充のほか、「大学院教育実習」と「教育実践演習」が試行導入されている。また、「発達障害と心身症の支援に強い教員の養成」についても事業の柱として成果を上げつつある。

（分析結果とその根拠理由）

以上のように、学部教員は社会貢献活動に積極的に取り組んでいると判断される。

（根拠資料）

『佐賀大学地域貢献推進委員会規則（平成16年）』、
『平成18年度佐賀大学地域貢献推進室報告書 vol.5（平成19年）』、
『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、
『佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書』
『平成18、19年度個人評価の集計及び分析』

佐賀県情報発信番組「県政ナビ」『佐賀大学の地域貢献～県教育委員会との連携～』

（サガテレビ 11月29日（土曜日）11時35分～11時45分）

<http://www.vector.co.jp/soft/win95/util/se094501.html>（ケーブルテレビ 12月1日（月曜日）～12月7日（日曜日）ほか放送）

基準3-2 教員及び学生の国際交流が積極的かつ効果的に行われていること。**観点3-2-1:外国の諸機関・諸地域との文化交流・交流協定を行っているか。****(観点に係る状況)**

本学の大学間交流協定は32校に上るが、本学部はこれ以外にも8つの機関と学部レベルで交流協定を締結し、国際交流を積極的に展開している。学部レベルで交流協定を結んでいるところは、中国の華東師範大学教育技術学院と浙江大学城市学院、イギリスのグラスゴー大学、アメリカのデンヴァー大学人文学部とリッチモンド大学、韓国の釜慶大学校人文社会科学大学と江南大学校第Ⅲ大学、フランスのNEMO国際共同研究グループである。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の外国機関との交流活動はその実績から大きく評価できる。特に名前だけの交流協定ではなく教員の相互派遣講義（この企画は華東師範大学外国語学院との間で平成16年度から実施している）を行い、実りのある交流を展開している。さらに本年度は台湾連合大学のほか、台湾輔仁大学とのDDPプログラム、ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学とのツイニングプログラムなどの実施に向けた連携が進められている。

(根拠資料)

『佐賀大学国際貢献推進室ホームページ：<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/index.html>』、
『年度計画進捗状況報告（平成20年度）』

観点3-2-2:学部において国際学会、国際会議、国際シンポジウム等を開催し、また他の機関での大会に積極的に参加しているか。**(観点に係る状況)**

教員による国際学会等への参加は多数にのぼる。

(根拠資料)

『平成20年度個人評価の集計及び分析』、
『年度計画進捗状況報告（平成20年度）』

観点3-2-3:構成員は、国際共同事業、海外支援、国際協力等に貢献しているか。**(観点に係る状況)**

学内外で行われる国際学術交流事業・国際共同事業への貢献活動、つまり国際交流活動については平成18、19年度の国際交流の場合、運営が21、24件、参加が23、23件の実績に対して平成20年度は、運営が27件、参加が20件であり、運営に関しては、やや増加している。国際学会等の活動に関して、運営が12件、参加が33件の活動報告があった。平成18、19年度実績の運営が13、12件、参加が58、28件に比べると、大幅な参加数の減少は回復していないといえる。

交流協定等の活動については、全部で8件があった。平成18、19年度の8件と同数である。国際協力等の活動は全体で8件が報告された。この数字は、平成18、19年度の5、8件に比べると、活動の増加はなかったことを示している。共同研究等の活動は計5件が報告された。平成18、19年度の14～15件に比べると、減少傾向は改善していない。

(分析結果とその根拠理由)

本学部構成員の国際共同事業、海外支援、国際協力等の活動は、学部全体的には評価できるものの、講座別統計をみると、昨年度同様参加度に偏りがあり、全体としても減少傾向にあることは否めない。各構成員によるより積極的な努力はいうまでもないが、積極的な活動を可能にする

教育研究環境の整備拡充が望まれるであろう。

（根拠資料）

『平成 20 年度個人評価の集計及び分析』

観点3-2-4:学部は外国人研究者の受け入れ、教員の海外派遣、国際共同研究、留学生の受け入れ、在学生の海外派遣等の人的交流を積極的に行っているか。

（観点に係る状況）

本学部は、中国、台湾、韓国、アメリカ、フランス等を中心に毎年 1-2 人の教員の海外派遣を継続している。なお国際共同研究として、「ラドン変換、ウェーブレット及びそれらの工学や医学における諸問題」（日本学術振興会日米共同研究）、数学分野でのエッセン大学（ドイツ）や化学分野でのダルムシュタット工科大学（ドイツ）との共同研究、音楽分野ではハノーファー大学（ドイツ）教授による音楽セミナー等やウィーン交響楽団との共演がある。美術分野では江南大学（韓国）とのデザイン研究がある。また教育学研究科には、平成 20 年度で 32 名の外国人留学生が在学している。

（分析結果とその根拠理由）

本学部は、教員の専門性が多岐にわたっている特徴を持っている。このことから国際交流も諸分野において積極的に進めているといえる。しかし外国人研究者を受け入れるための施設等の設備は、本年度進行中の改修計画においても研究室の確保自体が困難なものとなっており、十分とはいえない。

（根拠資料）

『平成 20 年度個人評価の集計及び分析』

基準3-3 地域貢献活動が積極的かつ効果的に行われていること。

観点3-3-1:構成員は、国や地方自治体など行政組織、地域の諸組織(民間企業や福祉施設を含む)との連携・協力を行っているか。

（観点に係る状況）

文化教育学部の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

（分析結果とその根拠理由）

本学部においては、地域の知的資源たる大学として、全教職員の積極的な地域貢献を進めているところである。平成 19 年度には 120 件、平成 20 年度には 107 件と減少したものの、その積極的な社会貢献が進展している。特徴としては、委員にとどまらず、会長、委員長として活動していることである。なかでも教育学・教育心理学講座と健康スポーツ科学講座、次いで地域生活文化講座及び教科教育講座の活動の合計が全体の 7 割以上を占め、現代社会における地域のニーズの掘りどころとなっていることがわかる。

本学部の構成員は、県内外を問わず、その高い専門性とボランティア精神を発揮して、政策決定の場においての発言の機会を多く持ち、また地域の教育の質的向上のため、スポーツ振興のため、地域の心身の健康のために多大の貢献をしている。

（根拠資料）

『平成 20 年度個人評価の集計及び分析』

観点3-3-2: 構成員は、地域の各種講習会(シンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会)に貢献しているか**(観点に係る状況)**

毎年、教員採用試験のためのセミナー・研修会の実施及び社会福祉士国家試験対策セミナーを、外部講師の協力を得て、本学教員が定期的に開催し、実効性があるよう努力を傾けている。シンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会はすべての講座で実施されており、平成19年度合計204件、平成20年度192件である。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部においては、教育関係の研修会、講習会等が多く、地域における教育活動に貢献している。また、本学部では各種教員免許、社会福祉士受験資格を付与しているところから、その採用試験、国家試験合格を期するためにその対策セミナーを実施し、成果を得ている。

(根拠資料)

『平成20年度社会福祉士国家試験対策セミナープログラム』、
『平成20年度個人評価の集計及び分析』

観点3-3-3: 附属学校園など附属施設、地域の小・中学校との共同研究(授業研究、教材開発など)や指導助言等の活動を実施しているか。**(観点に係る状況)**

学部教員による附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備されている。学部・附属学校教員間の授業実践に関する共同研究発表は平成20年度48件となっており、学部と附属学校園が一体となった取り組みが多数進められている。

附属幼稚園との共同研究等については、地域の幼稚園との共同研究、地域の研究発表会の司会、地域の研究会の事務局、理事、会長などその活動の中心を担っている。附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校についての共同研究その他の活動等では、地域の研究会の司会や研究発表会の指導・助言、教育委員会主催の研究会・研修会の講師や委員を務めている。

(分析結果とその根拠理由)

各附属学校園との連携は極めて緊密であり、年々その交流が活性化してきていることは、社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を表すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

(根拠資料)

『平成20年度個人評価の集計及び分析』、『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、
『平成20年度 文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』

基準3-4 教育・研究活動の成果及び大学のインフラを地域社会に開放していること。**観点3-4-1: 市民公開講座や社会人再教育などの教育を実施しているか。****(観点に係る状況)**

平成20年度の公開講座は55件を数え、幅広い分野を有する本学部ならではの講座を開設している。本学部の特色を活かした「TOEICテスト講座」、「ドイツ語講座」「原書で読む物語」などが開催されている。その他、文化教育学部の特色を活かした文学、語学、社会科学、自然科学の多様な分野の講座が地域に開かれた公開講座として、「エネルギー資源の現状と今後」、「旅の文化学」など、本学部の有する知的インフラを地域に開放している。

現職教員のために、佐賀県教育委員会と学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、各種研修(学校評価・組織マネジメント研修、10年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど)に引き続き支援・協力している。

（分析結果とその根拠理由）

佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい公開講座の多彩かつ多数の開設に表れているとおり、研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員 10 年研修などは、本学部において他には、担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。また、地域住民への研究成果の開放として、地域創生型学生参画教育モデル開発事業に参加し、学生とともに積極的な地域での活動は、広く評価されている。

（根拠資料）

『平成 20 年度佐賀大学公開講座プログラム』、『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、
『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科、佐賀大学自己点検・評価報告書』、
『平成 18 年度佐賀大学地域貢献推進室報告書 vol.5』、

観点3-4-2: 大学開放として体験学習及び施設見学等を実施しているか。**（観点に係る状況）**

文化教育学部の地域貢献事業は市民に開放する機会を子どもに対して行う「ユニキッズクラブ（子どもの居場所プログラム）」が平成 14 年度より継続され、体験学習の機会としている。また文部科学省の平成 19 年度『社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム』採択を受けて本学部教員らにより佐賀大学『デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム』を実施、デジタル・コンテンツに関心の高い社会人を対象とし、デジタルコンテンツ・クリエイターを育成している。

e ラーニングは既に平成 14 年度から開始されているが、e ラーニングによる人材育成支援モデル事業が平成 17 年度から開始されている。モデル地域でもある佐賀県において、4 コースが提供されているが、文化教育学部からもスタッフが参加している。

また、人間環境課程においては、平成 17 年度から社会福祉援助技術現場実習の一環として提携実習施設を実習 1 年前の段階から施設見学を行うことによって、専門職としての動機付け、スキルアップの機会とするために、積極的に施設見学を行っている。地域高校生の本学部理解のための体験学習の機会として、進学選択に資するために、本学部の教員による地域の高校へのジョイントセミナーを実施している。

（分析結果とその根拠理由）

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、『社会人の学び直し（佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム）』等が大きな活動である。また、e ラーニングの利用は施設及び教員による授業を公開することであるために、施設見学と同等の効果をもたらすものと考えられるため、今後、積極的な活用を検討する必要がある。

（根拠資料）

『平成 20 年度佐賀大学地域貢献推進室報告書』、
『平成 20 年度 e ラーニングによる人材育成支援モデル事業報告書』
『社会人の学び直し（佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム）』ホームページ <http://net.pd.saga-u.ac.jp/manabi/index.html>

（2）基準3（国際交流・社会貢献の領域）の優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

- 1 文化教育学部においては国際交流委員会を設置し、大学の国際貢献推進室との連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど推進体制を整備している。
- 2 本学部のほとんどの教員は、大学の枠を超え、社会における活動及び国際的な活動を積極的に行っている。特に、平成16年度より毎年、海外先進教育研究実践支援プログラム（文部科学省）に採択されて、海外の大学等での研究や海外大学の客員教授、客員研究員に任ぜられたり、学術交流協定の締結に尽力するなど、確実に海外の大学などとの連携や海外への雄飛を目指す学生への支援も目立ってきている。
- 3 佐賀県・佐賀市教育委員会と本学部の連携・協力協定によっても明らかであるように教員養成の役割を担う学部として、教育行政との強い関係を構築している
- 4 地域貢献としての公開講座やユニキッズ、ジョイントセミナー、オープンキャンパスなど積極的に地域における活動を教員が行うことによって、大学の地域貢献事業、国際貢献事業の一翼を担っている。
- 5 平成17年度以降、「授業実践推進委員会」による附属学校教員の授業実践の推進を図り、附属学校の教員が本学部の「教科教育法」等の教員養成実地指導講師として授業を担当していることは特筆される。また本学部教員が附属学校園で授業を担当する試みも、平成20年度27件に及ぶなど拡大しつつある。

（改善を要する点）

- 1 学部の特色である教員の専門性が多岐にわたっていることを利点として、地域との共同連携研究等にその特色をさらに発揮する必要がある。
- 2 地域のさまざまなニーズを学部として吸収し、学部の知的財産を組織的に地域に還元するシステムの構築が引き続き必要である。
- 3 附属学校園との連携において、学校教育における教材開発の共同研究などを行う両者一体となった取り組みのより一層の推進が必要である。

（3）基準3（国際交流・社会貢献の領域）の自己評価の概要

国際交流については、学術交流協定が大学間32大学あるなかで、本学部の教員が中心となり、協定締結に尽力しており、協定校との教員・学生の交流は積極的に行われ、年々その規模も拡大化している。台湾連合大学との学術協定に向けた連携のほか、台湾輔仁大学とのDDP整備、ベトナムハノイ国家大学とのツイニングプログラム整備等に向けた連携が進展しつつある。

国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項（平成16年5月18日制定）に基づき、国際貢献推進室が設置され、本学部から2名の委員が選出されている。また、本学部には国際交流委員会が組織され、国際貢献体制は整備されているところから、構成員による国際貢献活動をおこなう環境にあるといえる。

国際共同研究として、「ラドン変換、ウエーブレット及びそれらの工学や医学における諸問題」（日本学術振興会日米共同研究）、数学分野でのエッセン大学（ドイツ）や化学分野でのダルムシュタット工科大学（ドイツ）との共同研究、音楽分野ではハノーファー大学（ドイツ）、美術分野では江南大学（韓国）と、健康スポーツ科学講座では、遼寧師範大学との共同研究など各講座ともに国際共同研究を継続して積極的に行っている。

国際学術交流事業・国際共同事業への貢献活動等の国際交流活動は、平成 20 年度には、運用が 27 件、参加が 20 件となり、多くの活動実績が見られる。

本学部学国際交流・社会貢献の両者をつなぐ活動としての留学生の宿舎確保のための NPO 法人組織に参加し、留学生の住環境の整備に貢献している。これらの活動は、大学の国際化を標榜する大学としての要務である。

地域貢献活動については、国や地方自治体など行政組織への協力・連携、地域の諸組織との協働が考えられる。文化教育学部の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドヴァイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の主軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

地域における知的貢献には、本学部を特徴づける教育関係の活動が多く見られる。本年度においてもシンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会がほぼすべての講座で年間 200 余件が実施されている。

また、本学部構成員と附属学校園の教員が協力して附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校と一体となった学校教育全体の系統的・総合的な研究が進められている。本学部構成員が附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備され、学部と附属学校園が一体となった取り組みが進められている。

地域の教育的貢献として、佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、現職教員のための研修（学校評価・組織マネジメント研修、10 年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）などに支援・協力している。

地域における研究発表会の司会、研究発表の助言・指導を行い、教育委員会主催の研究会・研修会等での講師や委員を務め、佐賀県体育学集会の事務局、理事や会長などの要職を担ってきている。各附属学校園との連携は極めて緊密であり、年々その交流が活性化してきていることは、社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を現すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

公開講座・研修会等については、佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい多彩かつ多数名講座が開設されている。したがって、学部構成員の研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員 10 年研修などは、本学部において他には、担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、デジタルコンテンツ・クリエイター育成事業などが大きな活動である。本学部理解のためのオープンキャンパス及びジョイントセミナーは、毎年実施されており、地域住民、進学予定者にとっても本学部を知る得がたい機会である。

本学部のすべての構成員がそれぞれに国際貢献活動、地域貢献活動を積極的に行っている実態が浮き彫りにされた。学部の特色である教員の専門性が多岐にわたっている利点を活かして、地域のさまざまなニーズを学部に吸収し、学部の知的資源を組織的に活かすべく、情報の国際的な発信の組織的な仕組み、国内にあっては知の拠点として地域に知的財産を還元するシステムの構築がこれからの課題である。

基準4 -組織運営の領域-

(1) 観点ごとの分析

基準4-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

観点4-1-1: 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。

(観点到に係る状況)

(1) 学部における意思決定・調整

- ①教授会：本学部に関する教育、研究、人事、予算などの事項は教授会で審議され、決定される。教授会は専任の教授、准教授及び講師をもって構成される。教授会は、原則として、一ヶ月に2回開催される。
- ②講座会議、教育実践総合センター会議：本学部の教員組織は講座・センターごとに会議が設けられ、全学・全学部的な事項や当該講座・センターに関する事項について討議される。
- ③講座代表者会議：学部長及び各講座・センターから選出される教授1名（合計12名）をもって構成される。各講座間の連絡・調整が主な役割であるが、この会議は人事委員会も兼ねている。
- ④課程代表者会議：学生組織である学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程に主に対応する複数講座から代表が1名選出され、組織されている。

(2) 学部の運営

本学部には次の30の各種委員会があり、運営されている。

- 1.評価委員会、2.人権教育推進委員会、3.予算委員会、4.施設委員会、5.入試運営委員会、6.教務委員会、7.国際交流委員会、8.学生委員会、9.就職委員会、10.広報委員会、11.論文編集・図書委員会、12.レクリエーション委員会、13.人事委員会、14.論文編集委員会、15.教育実習委員会、16.課程代表者会議、17.講座代表者会議、18.附属教育実践総合センター運営委員会、19.附属学校運営委員会、20.附属特別支援学校就学指導委員会、21.教職課程運営委員会、22.FD委員会、23.学部・附属学校共同研究委員会、24.安全衛生委員会、25.カリキュラム改善検討委員会、26.入学者選抜方法改善検討委員会、27.教員養成改善推進委員会、28.プロジェクト型共同研究推進委員会、29.将来構想検討委員会、30.学部・附属学校共同研究推進委員会、31.学部運営会議

(分析結果とその根拠理由)

以上の通り十分な規模の組織が整備され、それぞれの機能をもっている。ただし最近になって中期目標・中期計画を達成するための委員会やWGが増える傾向にあり、運営に係る教員の負担も増大してきているので、従来の委員会の統合・再編が必要と思われる。

(根拠資料)

- 『佐賀大学文化教育学部教授会規程』、『文化教育学部規程集～各種委員会委員の選出方法』、『平成19年度、20年度 学生便覧』、『佐賀大学文化教育学部置く委員会等に関する規程』

観点4-1-2: 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点到に係る状況)

学生からのニーズは「学生による授業評価アンケート」や「学生対象アンケート」によって把握し、教育改善やFD活動を通して対応するようにしている。このように学生のニーズに関しては、徐々にではあるが、管理運営に反映されつつあるといえる。一方、教員に関しては、個人評価の集計分析のほか、学部では各教員が所属する講座会議、課程会議、教授会等を通して、教育学研究科では各教員が所属する専修会議、研究科運営委員会、研究科委員会を通して、構成員のニーズを把握している。事務については、事務職員⇒係長⇒事務長⇒学部長の経路で、教室事務については、事務補佐員⇒講座代表⇒学部長の経路でニーズの把握を

行っている。その他学外関係者からの意見聴取としては、平成18年11月に学外有識者による外部評価を受けている。また、平成21年2月にも外部評価を受けた。

（分析結果とその根拠理由）

授業評価及び個人評価、会議等を通じ学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズについての把握は行われているが、しかしこれで十分とはいえない。今後、こうした取り組みを強化していく必要がある。

（根拠資料）

『平成19、20年度個人評価の集計及び分析』、『平成20年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

基準4-2 大学の目的を達成するために構成員は組織運営活動に積極的に参加していること。

観点4-2-1: 構成員は大学の管理運営のために学長特別補佐等の全学委員会、及び教養運営機構協議会に積極的に参加しているか。

（観点到に係る状況）

多くの教員は学長特別補佐等の全学委員として積極的に大学の管理運営に参加している。平成19年度の学長特別補佐等の全学委員としての参加は、構成員の45%、平均一人あたり0.79件となる。平成20年度では、構成員の47%、平均一人あたり0.97件である。また教養教育運営機構協議会委員もしくは部会長としての参加は、平成19年度では17%であったが、平成20年度では25%にも上った。

（分析結果とその根拠理由）

本学部の教員は大学の管理運営に積極的に参加しているが、場合によっては一人あたりの件数が5件以上というケースもあり、全体的に見ると偏りが見られる。このような状況について一概にはいえないが、数年間を見通す中で負担の公平さを保つ工夫が必要であろう。

（根拠資料）

『平成19、20年度個人評価の集計及び分析』

観点4-2-2: 附属学校園長・代用附属主事等としての附属施設運営に効果的に参加しているか。

（観点到に係る状況）

本学部は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の4つの附属学校園を持ち、代用附属校として佐賀市立の小学校と中学校を持つ。附属学校園長、代用附属主事は2年任期で、いずれも学部教授会の選挙によって選出される。また、附属と学部との共同研究の推進、附属学校園の諸課題を解決するために、学部長を委員長とする附属学校運営委員会が年2回開催されている。

（分析結果とその根拠理由）

本学部の教員は附属学校園長、代用附属主事等として附属学校園の運営に積極的かつ効果的に参加しているが、一方において、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事加わり、関係者には負担が大きい。具体的な検討が必要である。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部附属学校園長選考規程(平成16年4月1日制定)』

『佐賀大学文化教育学部代用附属主事選考規程(平成16年4月1日制定)』

『佐賀大学文化教育学部附属学校園運営委員会規程（平成16年4月1日制定）』

観点4-2-3: 構成員は大学の管理運営のために学部・課程・講座等の委員として組織運営活動に参加しているか。

（観点到に係る状況）

平成20年度の個人評価の集計・分析によると、構成員の約97%、つまりほぼ全員が学部・課程・講座等の委員として組織運営活動に参加している。これを単純に平均すれば、一人あたり2.17

件に上る。

（分析結果とその根拠理由）

組織運営活動の参加については、学部・課程・講座の委員だけではなく、前観点で掲げた全学委員や教養運営機構協議会委員、さらには附属学校園長や代用附属主事などの役割負担を見渡ししながら、負担の軽減と公平化を図る必要がある。

（根拠資料）

『平成 19、20 年度個人評価の集計及び分析』

基準4-3 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

観点4-3-1:大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

（観点到に係る状況）

文化教育学部における予算配分は、予算委員会で審議され、教授会で了承され、実行されている。文化教育学部（附属教育実践総合センターを含む）に配当された予算のうち、各講座（附属教育実践総合センターを含む）に配当する教員研究費は、実質配当予算から、総合経費への繰入額を差し引いた差引予算を講座等配分額とするが、現員により一定の基礎研究費を配分する。残額を実験実習費と教育研究費（申請分）とし、実験実習費は実験・実習・実技の授業を担当する教員に配分し、教育研究費（申請分）の研究費については、申請に応じて査定委員会で査定して配分する。総合経費に積極的に教育環境を整備するため、500 万円の教育環境整備費を総合経費に計上している。また、平成 17 年度より、500 万円の労働安全対策費を総合経費に計上している。なお、大学院生に係る経費は、当該年度の 5 月 1 日付けの現員により、大学院生の在籍する教育学研究科担当教室へ配分する。

学部に還元される学長裁量経費については、一部を個人研究費に割り当て、残りを中期目標を達成するための学部長裁量経費として、学部教員に公募をかけ、選定している。

（分析結果とその根拠理由）

教育研究活動についての予算配分は、以上の通りであるが、基本的には、各項目に応じて分配している。教育研究費（申請分）についての基準や在り方については、さらに検討中である。

（根拠資料）

『各年度学長経費（学内 COE 経費）配分表』、『各年度文化教育学部予算配分基準』、
『各年度予算教育研究費申請要領』

観点4-3-2:収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

（観点到に係る状況）

平成 19 年度については、予算額の 10%を越える支出となった事項或いは細目は、研究論文集印刷費、上下水道料、暖房費、高圧受電設備保全業務費、人件費であった。

平成 20 年度については、研究教育環境整備費(設備、機器類)、「研究論文集」および「教育実践研究」印刷費、NHK 受信料、人権教育補助費、環境整備費(役務費)、建物改修及び移転に伴う経費であった。しかし、光熱水料は前年度よりも減少した。

（分析結果とその根拠理由）

収支の状況に関する過大な支出超過については、10%を越える事項或いは細目について取り上げた。それぞれの事項或いは細目については、各年度により必要なものと思われる。しかしながら、今後の課題として、計上項目に関し、様々な観点から詳細に検討し、適切な運用を心がける必要がある。

（根拠資料）

『平成 19、20 年度事務総合経費所要額内訳』

（2）基準4（組織運営の領域）の優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

1. 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織については、文化教育学部において、教授会等による意志決定や運営また基本的な委員会が整備され、機能している。
2. 学部構成員は附属学校園長・代用附属主事等としてさまざまな調整・指導等を行っており、附属施設の運営にも積極的に参加している。
3. 予算配分に関しては、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、基礎研究費、実験実習費及び競争原理に基づく教育研究費（申請分）に配分し、あるいは総合経費では積極的に教育環境整備費や労働安全対策費を計上している。

（改善を要する点）

1. 委員会の種類も多く、それぞれの委員会においての任務や目的に濃淡があり、教員により属する委員会の数や負担等のアンバランスがあり、それを改善する組織運営システムを構築する必要がある。
2. 附属学校園長・代用附属主事等は、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事に加わり、相当な負担を強いているのが現状である。担当科目数の負担軽減等の早急な見直しが必要と考えられる。
3. 支出超過項目として、論文集の印刷費が毎年挙げられている。今後は対策を講じて、過剰支出を出さないように配慮しなくてはならない。

（3）基準4（組織運営の領域）の自己評価の概要

意思決定・調整に関しては、学部長を中心とし、評議員等連絡会、学部運営会議で大枠が審議され、議題の内容に合わせて、教授会、講座会議、教育実践総合センター会議、講座代表者会議、課程代表者会議等で、決定されている。学部の運営にあたっては、評価委員会、人権教育推進委員会、予算委員会など、30の各種委員会があり、各委員会で検討、提案もしくは実行されている。

管理運営の適切な運営にあたっての教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズの把握についてはある程度実施されてはいるが、その結果に基づいて管理運営の適切な改善へ反映させるシステムは十分に達成されていない。

大学の目的を達成するための構成員の組織運営活動への積極的参加に関しては、平成20年度の学長特別補佐等の全学委員としての参加は、構成員の47%であり、教養教育運営機構協議会委員もしくは部会長としての参加は、25%に上った。一人一人の参加委員回数を考慮すると、全体的に偏りが見られ、負担の公平さを保つ工夫が必要であろう。

附属学校園長及び代用附属主事は、その運営や大学と附属間のコーディネート、また教育実習の円滑な実施や研究発表会に向けての要項審議の調整・指導等を行っており、附属学校園長、代用附属主事ともに、附属施設の運営に効果的に参加している。しかし、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事に加わり、相当な負担を強いているのが現状である。

文化教育学部における予算配分は、予算委員会で審議され、教授会で了承され、実行されている。学部で使用する総合経費を除き、各個人に一律に配分する基礎研究費、実験・実習・実技の授業を担当する教員に配分する実験実習費、申請に応じて査定委員会で査定して配分する教育研究費（申請分）がある。また、総合経費には、教育環

境整備費、労働安全対策費を計上している。学部に還元される学長裁量経費については、一部を個人研究費に割り当てたのち、中期目標を達成するための経費として残りを学部教員に公募により配分している。

収支の状況において、過大な支出超過について、予算額の10%を越える支出となった事項或いは細目をあげれば、平成19年度では、研究論文集印刷費、上下水道料、暖房費、高圧受電設備保全業務費、人件費、平成20年度では研究教育環境整備費（設備、機器類）、「研究論文集」および「教育実践研究」印刷費、NHK受信料、人権教育補助費、環境整備費（役務費）、建物改修及び移転に伴う経費であった。これからも過剰な支出が発生しないように努めなければならない。

基準5 - 施設の領域 -

(1) 観点ごとの分析

基準5-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

観点5-1-1: 教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

(観点到に係る状況)

本学部の建物延べ面積は、1号館 2,595m²、2号館 2,790m²、3号館 2,600m²、4号館 2,735m²、5号館 1,122m²、6号館 462m²、7号館 582m²、8号館 302m²、9号館 2,583m²、10号館 1,391m²、総計 17,162m²である。各建物の建築年は、1号館は昭和 43 年、2号館昭和 39 年、41 年、46 年、3号館昭和 40 年、4号館昭和 55 年、5号館昭和 48 年、6号館昭和 63 年、7号館昭和 40 年、8号館昭和 43 年、9号館昭和 29～34 年、10号館昭和 48 年、55 年である。各建物は、4号館・6号館及び10号館の一部を除き、建築年から 30 年以上を経過している。各建物の改修は、全学の建物について順次に施された防水工事と、古くなった窓枠の取替工事を中心に行われてきたが、平成 11 年以降は、10号館の身障者用エレベーター設置され、平成 21 年 4 月より文化教育学部 2号館の全面改修が行われる予定で、平成 21 年度中に竣工予定である。またその次には文化教育学部 9号館の全面改修も予定されている。

体育館(昭和 41 年築) 1,496m²、スポーツセンター 1,289m²(昭和 44 年築)、プール 50m 用 1,770m²(昭和 43 年築)、陸上競技場 18,064m²(昭和 57 年新設)、野球場 21,764m²、テニスコート 10,700m²は本学部の授業においても使用されている。しかし昭和 57 年度に陸上競技場用の土地を購入して以後は、体育施設の拡張は行われておらず、本学の体育施設は九州地区の他大学と比較すると低位にある。

講義室・演習室は、体育関係を除き学部の講義室・演習室・研究室を使用している。本学部には、収容数 120 名を超える大講義室としては、収容数 178 名の階段教室(6 番)と 132 名の教室(2 番)がある。収容数 51～120 名の中講義室は、6 教室、50 名以下の小教室は 9 教室ある。この他に合奏室でも講義が行われている。本学部の講義室及び共通演習室は、一部を除き 6 割～7 割の高い稼働率となっている。情報処理学習のための設備、語学学習のための設備については講義室の大半にスクリーン・ビデオモニターが標準装備されている。また近年各教室へのエアコンの設備を進めた結果、ほぼどの講義室にも冷暖房が完備され、冷暖房が効く快適な教育環境が得られている。

研究室、実験室、実習室の現状は、教員一人当たり約 21m²の研究室一つ、実験系の教員は実験室あるいは実習室としてさらに 1 つを使用している。本学部では、平成 9 年度に教育学研究科修士課程が完成したが、それに伴う大学院棟の建設は完成していない。

(分析結果とその根拠理由)

上述したことから、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると思われる。ただし、平成 21 年度に 2号館および 9号館の改修が行われているとはいえ老朽化した建物が多く、この改修が緊急度の高い課題であろう。また改修期間中は一時的に演習室や教員研究室などで十分な面積を確保できないために、教育研究面に若干の障害となることは否めない。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』、『学部施設委員会の関連資料』

観点5-1-2: 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点到に係る状況)

本学部では、講座ごとに必要に応じパソコンを設置しているほか、5号館情報処理室に Machintosh システム 21 台とサーバーの設置を行い、さらに同演習室には文部科学省の平成 19 年度『社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム』により新たに Machintosh が 40 台設置され、健康スポーツ科学講座、地域・生活文化講座、理数教育講座、附属教育実践総合センターなどの授業に週 3 回以上使われている。また学生はいつでも自由に使える環境にある。またそのほか、一層の台数と能力が必要な場合は総合情報基盤センターのパソコンで補っている。ここではパソコンを大演習室 110 台、中演習室 55 台、小演習室 38 台、ロビーに 12 台と十分に情報設備を提供している。また修理も含まれるレンタル契約により、4 年ごとにリプレース（更新）されている。

本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント 2 口を備えている。長期休業月を除いた 8 ヶ月間の月平均ログイン回数は、平成 15 年 2,037 回、16 年 3,101 回、17 年 3,408 回、18 年 4,375 回、19 年 4,648 回と年々増加傾向にある。

（分析結果とその根拠理由）

前述のように、部分的に総合情報基盤センターの機器によって補っているものの、文化教育学部では新たにパソコンを整備したこと、および、無線 LAN 環境を含む情報ネットワーク環境が整えられていること。および月平均ログイン数が増加していることから明らかなように、情報機器は有効に活用されていると判断される。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』
『総合情報基盤センター広報 第 2 号、第 3 号』

観点 5-1-3 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

（観点に係る状況）

本学部は、施設委員会を中心に施設・設備の運用に関する方針を明確に打ち出している。また学部施設委員会内にも WG を設けて、鋭意検討を進めている。その報告は教授会で報告されているほか、メールを通じて、各構成員に報告されている。もっとも、施設の運営は全学にわたって検討される問題も多く含むため、他の関係する学部、及び事務局長等との連携によって進められることも少なくない。

文部科学省は、第 2 次大学等施設緊急整備 5 か年計画（平成 18 年～平成 22 年）を打ち出した。これを受けて佐賀大学では、本学部の位置する川東地区の老朽かつ手狭な施設を改修することを経済学部と文化教育学部から委員を出した川東地区改修 WG で検討している。この WG での検討により、平成 21 年度に第一期工事として文化教育学部 2 号館の改修が始まり、第二期工事として 9 号館の改修が行われる予定である。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、本学部においては施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているとみることができる。また川東地区改修 WG での検討を元に、計画的に改修工事が進んでいるといえる。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』
『第 2 次国立大学等施設設備 5 か年計画（平成 18 年）』

基準 5-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

観点 5-2-1: 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有

効に活用されているか。

（観点に係る状況）

本学部には、教育学部時代の教科ごとの教室や教養部時代の語学・体育などを単位に、現在も図書資料室が存在し、図書館の機能を果たしている。以下にそうした図書資料室を列挙する。

国語：2号館3階の国語教育選修演習室・国語科研究室
 社会：2号館1階の社会科教材室
 数学：2号館2階の数学科教材室、4号館3階の数学資料室
 理科：3号館2階の理科図書室
 英語：4号館2階の英語科教材室、10号館の3階の英語英文科図書資料室
 独・仏語：10号館4階の独・仏図書資料室
 中国語：10号館2階の中国語資料室
 家庭科：4号館2階の家庭科実験室
 体育：8号館2階の資料室、9号館1階の保険体育科図書資料室
 教育学：1号館3階の教育学教材室
 教育心理：1号館3階の心理学教材室

しかし2号館および9号館の改修に伴い、2号館の社会科教材室と国語教育選修演習室・国語科研究室が改修期間中は使えなくなる。

これらの部屋の多くは学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。利用頻度の高い雑誌、辞書、全集などが所蔵されていて、日常的な教育・研究にとって欠かせない存在となっている。ただし、文化教育学部への改組に伴い、教育学・教育心理学を除き、国語・社会といった教員・学生の括り方がなくなり、それぞれの図書館資料室に係る教員・学生が、複数の課程・講座にまたがって存在するようになった。このことは将来管理上などの問題につながる可能性もある。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、教科ごとに図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているとみることができよう。しかし今後の改修工事に伴い、図書室や資料室が一時的に使えない状況は、学生の教育にとってマイナスとなるであろう。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』

基準5-3 附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備整備されていること。また附属学校園等において、教育研究上必要な施設・設備が整備されていること。

観点5-3-1: 附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備の整備が整備されているか。

（観点に係る状況）

本学部の附属学校の施設は、(1) 附属中学本館（昭和41年築）1,644m²、附属中学校校舎（昭和40年築）2,461m²、体育館（昭和41年）892m²、(2) 附属小学校本館（昭和42～45年築）3,838m²、附属小学校校舎（昭和27年築）868m²、体育館（昭和34年・49年築）583m²、(3) 附属幼稚園本館（昭和47年築）504m²、(4) 附属特別支援学校校舎（昭和54年築）2,343m²、体育館（昭和54年築）599m²である。これは教育実習に必要な施設・設備としてはある程度確保されているとみることができる。ただし、老朽化に伴う耐震性の安全面で不安があり、教育実習に当たって抜本的整備が急がれる。平成19年度施設整備概算要求として附属中学校教室棟管理棟内外全面改修工事、附属小学校全面改修工事（耐震工事だけは平成18年度）、附属幼稚園設備事業（土地購入等）が提出され、附属中学校と附属小学校の全面改修工事は平成21年度に竣工を見る予定となっている。

（分析結果とその根拠理由）

一部改修工事が行われつつあるものの、附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備はいまだ十分整備されているとは言い難い。また附属特別支援学校を除き、いずれの建物も老朽化が目立つ。また実習生の控室・更衣室等については十分確保されているとはいえない。これは教育実習を円滑に行う際の緊急度の高い課題といえよう。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』
『平成 19 年度施設整備事業別説明書（文部科学省）』

観点5-3-2: 附属学校園等において、教育研究上必要な施設・設備が整備されているか。

（観点に係る状況）

附属学校園では、老朽化及びパソコンの更新、インターネットシステムの不整備に問題点が残る。附属小学校及び中学校では平成 19 年度に教育用パソコンを、附属特別支援学校では同年度に事務用のパソコンを更新している。

（分析結果とその根拠理由）

附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備は古いながらも整備されているものの、附属特別支援学校を除き、全面改修が行われつつあるが、いまだ老朽化が目立つものが残る。建物の改修工事は順次行われつつあるが、教育・研究に必要な物品の整備が進んでおらず、子供への先進的教育・研究並びに地域社会に貢献することが困難な状況を生み出している。したがって、今後も連続して建物の改修を進めると共に、教育・研究に必要な物品の整備を行う必要がある。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』
『平成 19 年度施設整備事業別説明書（文部科学省）』

（２）基準５（施設の領域）の優れた点及び改善を要する点**（優れた点）**

- 1 本学部の情報ネットワークの充実がまず挙げられる。総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり、効率的な活用が行われている。また 5 号館の情報処理室が最新のパソコンシステムに整備されたことは特筆すべき点である。
- 2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている点である。
- 3 学部予算が計上されて、講義室、演習室等の整備が継続的に行われていること、また本庄地区 4 学部の施設が申し出により時限的に貸与され、有効な活用が図られていることである。
- 4 改修される 2 号館には教育学研究科の学生のための共同研究室が整備され、各学生一人一人に机を与える事になっており、施設の有効利用の面と学生の教育環境の整備が測られる点である。

（改善を要する点）

- 1 一部の建物で改修工事が始まるが、いまだ本学部における建物、及び附属学校建物は老朽化した建物があり、その整備が緊急度の高い課題である。
- 2 建物のみならず、ライフラインとしての給排水設備、電気配線の老朽化も著しく抜本的な措置が望まれる。
- 3 改修される建物以外では、同じ講座・分野の教員が分散しているところが多く、施設の共用化が完全に出来ていない。
- 4 改修される 2 号館と 9 号館以外、自学自習室・リフレッシュスペースなど学生の学習環境の改善が進んでいない。
- 5 改修工事により、一時的に教員研究室などが狭小化し、研究・教育に多大な影響を生じることが懸念される

（３）基準５（施設の領域）の自己評価の概要

本学部は、延べ面積 17、162m² の建物を有しているものの、4 号館・6 号館及び 10 号館の一部を除き、建築年から 30 年以上を経過している。体育施設においても、昭和 57 年度に陸上競技場用の土地を購入して以後は、体育施設の拡張は行われてない。

情報処理学習のための設備、語学学習のための設備については講義室の大半にスクリーン・ビデオモニターが標準装備されている。本学部では、講座ごとに必要に応じパソコンを設置しているなど、ネットワーク環境は十分機能しており、5 号館の情報処理室も最新のパソコンシステムに更新するなど、ハード・ソフトの両面の刷新が進んできた。本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント 2 口を備えている。

本学部の図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料は、幾つかの選修・講座の共通の図書資料室を設けており、図書館の機能を果たしている。これらの部屋の多くは学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。一方本学部の附属学校園の施設は、教育実習に必要な施設・設備としてはある程度確保されているとみることができ、一部で建物改修が進んでいるものの、老朽化した建物と、教育・研究に必要な物品の整備が遅れており、教育実習に当たって抜本的整備が急がれる。

本学部の施設・設備に関しては、施設委員会を中心に検討している。文部科学省の

第2次大学等施設緊急整備5か年計画（平成18年～平成22年）を受け、経済学部と合同で川東地区改修WGを立ち上げて計画的な改修を進め、2号館と9号館が平成21年度中に改修予定である。

自己点検評価報告書作成 WG メンバー

上野景三（学部長（評価委員長）、教育学・教育心理学講座）

芳野正昭（教育学・教育心理学講座）

荒巻治美（教科教育講座）

高野 茂（音楽教育講座）

角縁 進（理数教育講座）

山崎 功（日本・アジア文化講座）

山下宗利（（評価副委員長）地域・生活文化講座）